

県立境川遊水地公園

水害から暮らしを守り、
自然とふれあうことができる
水辺のある総合公園

平成22年度 事業計画書



財団法人神奈川県公園協会

事業計画書（目次）

1 基本方針・経営計画

計画書1	「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」	2ページ
計画書2	「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」	6ページ
計画書3	「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」	8ページ

<付属書類>

年間維持管理計画表

2 実施体制等

計画書4	「執行体制の内容」	14ページ
計画書5	「緊急時の体制」	17ページ
計画書6	「人材の育成計画」	23ページ
計画書7	「諸規程の整備」	25ページ
計画書8	「公園の安全管理」	27ページ
計画書9	「利用者への対応」	31ページ
計画書10	「利用促進方策」	35ページ

<付属書類>

利用促進事業計画一覧

計画書11	「地域や関係機関との連携」	39ページ
-------	---------------	-------

計画書 1 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」

境川遊水地公園は、県北部の城山湖付近を水源として江の島付近で相模湾に注ぐ二級河川「境川」の洪水被害を軽減し、県民の暮らしや財産を守るためにつくられた遊水地の上部空間を利用した公園で、ビオトープを中心とした「自然創出ゾーン」やスポーツを楽しむことができる「広場ゾーン」、河川環境を考えることができる「境川遊水地情報センター」が整備されています。

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた管理運営について

私たち（財）神奈川県公園協会は、平成19年8月より管理者として**俣野**及び**下飯田**遊水地の上部空間を利用した境川遊水地公園を

「水害から暮らしを守り、自然とふれあうことができる水辺のある総合公園」

として管理運営してきました。

利用者の視点を大切に考える私たちは、県の管理運営基準の「自然環境保全方針」「維持管理方針」「運営方針」を踏まえた上で、次に掲げる「総合的な管理運営方針」と「管理運営のテーマ」の下にこれまで培ってきたノウハウを最大限に発揮して、遊水地機能を踏まえた公園利用の推進を図ります。

総合的な管理運営方針

『遊水地の機能を活かした自然再生とスポーツ・コミュニケーション機会の創出』

管理運営のテーマ

遊水地としての
機能を保全する

ビオトープを中心とした
自然環境の保全・活用
に取り組む

スポーツや交流を
通じた地域づくり

上記の3つのテーマに基づき、以下の管理運営に取り組めます

ア 遊水地としての機能を保全します

- 遊水地としての機能を発揮できるように施設を保全します
- 着実に水防業務を実施し、利用者と地域の安全確保に努めます
- 何故遊水地をつくったのか？ どのような機能であるのか？を伝えます

イ ビオトープを中心とした自然環境の保全・活用に取り組めます

- 多様な動植物が生息する環境を保全・育成します
- ビオトープを通じて境川流域の自然とふれあえる機会を設けます
- 自然環境を活用する様々な人や団体をつなげていきます
- 境川遊水地情報センターを活用して自然創出情報を発信します

ウ スポーツや交流を通じた地域づくりを行います

- 広場や運動施設の活用を通じて健康増進と地域づくりに貢献していきます
- 集会機能、展示機能を存分に発揮させます
- 広場ならびに運動施設などは使いやすい運営に努めます
- ゴミの持ち帰りや省エネルギーなど環境にやさしい活用を促します

【平成 22 年度実施内容】

・河川管理者と連携して、境川遊水地情報センターでの遊水地の防災機能や境川を紹介した展示の充実を行います。

・ビオトープ管理を地域の方や団体と行います。また、河川管理者と連携して県内外の環境学習のサポートを行い、近隣小学校へのビオトープの維持管理の際に園内動植物の提供や管理方法の助言、公園工事区域内での地層見学や貝化石採集などの学校行事への協力を行います。

・河川管理者と協働して境川遊水地情報センターの河川情報スペースを用いて、境川遊水地を素材とした写真の展覧会を企画します。

・境川遊水地情報センターに県の河川紹介や公園紹介、そこでの取り組みを紹介して、河川行政や公園行政のPRの場として活用します。

・境川探検クラブや地元のマラソン大会・運動会などの地域団体の公園を利用した活動に協力します。

(2) 利用者の平等な利用の確保について

ア 平等利用の確保の考え方

本公園は都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、常に平等かつ公平・公正な取り扱いによる安全で快適な管理運営を行う責務があります。

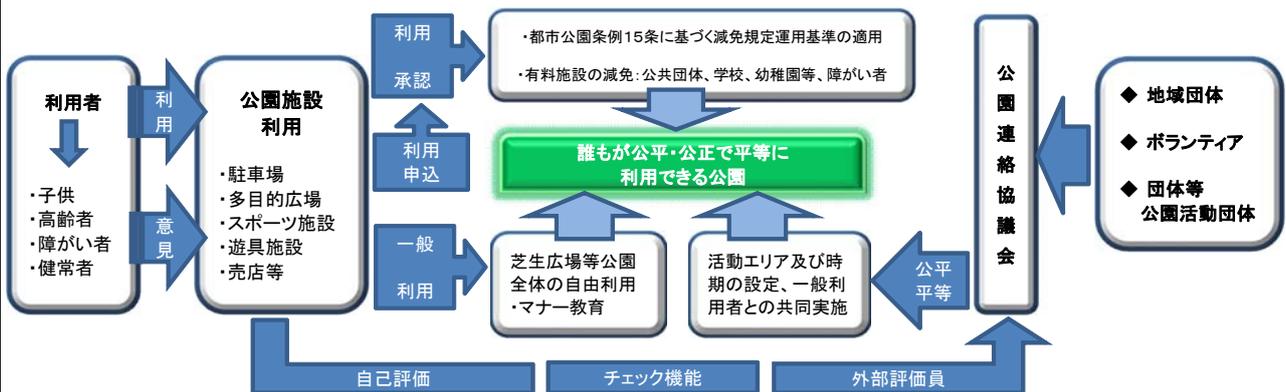
そこで、私たちは、本公園の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条第 2 項、第 3 項の主旨に則り、正当な理由のない限り、利用を拒まず、**特定の個人や団体の利用を優先することのない**ようにすることを徹底し、子供から成人、高齢者、障がい者等がそれぞれの目的で楽しく公園利用ができるよう管理運営を行います。

イ 平等利用に向けた取り組みについて

本公園は、地域の方々を始め、運動施設利用者など多様な人々が利用します。このため、私たちは、園内や窓口での案内、運動施設の利用受付、貸出、さらには苦情、意見、要望等への対応など、あらゆる場面において、**公平平等、公正な判断対応が求められるため、相手の尊厳を尊重し、親切丁寧な対応**を行います。**利用者の価値観も千差万別**であるため、中には不適切な利用や要望もあります。そのような利用者に対しては根気良く理解を求め、**特定の利用者の意見に偏らない**よう配慮します。

日々の管理運営業務において、平等の点で課題が生じた場合は、その**検証と必要な改善**を行い、平等利用の確保に努めるとともに、職員の人権・接遇研修等において、**公平平等について職員教育**を行い、**意識向上**を図ります。

【平等利用の流れ】



(3) 利用者や地域住民等に配慮した管理運営について

管理運営実績を積んできた私たち公益法人であればこそ、「公の施設としてのあるべき姿」に照らしながら常に地域住民の要望や利用者のニーズに耳を傾け、境川遊水地公園の管理運営のあり方を常に検討して、安全、安心で快適な管理運営を行います。

ア 地域と連携した防災対策

信頼される確実な防災管理を行います

- 日頃より遊水地の機能の周知を図り、発災時には迅速な利用規制と適切な避難誘導を行い県民の信頼を高めます。
- 日頃から地元横浜市、藤沢市や所轄消防署等と連携して協議や訓練を重ね、確実な防災管理を行い、発災時には、迅速な利用者の安全確保と適切な避難誘導ができるよう準備を整え、市民の信頼を高めます。
- 洪水後は、地域住民ならびに利用者が不快を感じることなく、安全で快適に利用できるように速やかに清掃等を行い、安全を確認後、早期の利用再開に努めます。

イ 利用者や地域の方に信頼される管理運営

確実な維持管理と魅力的な利用促進を行います

- 公園利用者に信頼され、地域の誇りとなるよう、園内の定期的な清掃を始め、施設の維持管理を的確に行い、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えます。

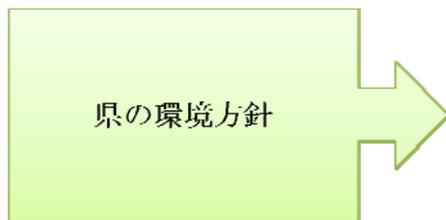
ウ 利用者や地域住民等の意見を反映させた管理運営

公園広報に努め利用者意見を反映した管理運営に取り組みます

- 御意見箱の設置やインターネットのWEB投稿、利用者アンケート等を活用し、市民ニーズや地域住民の意向、要望、提案などを把握したうえで、管理運営のあり方を見出し、業務改善に反映させていきます。
- 季節ごとに変化する自然環境の魅力やレクリエーションの場としての楽しみ方など広報宣伝を積極的に行い、一層の利用促進を図り、誰からも信頼され愛される公園として管理運営を行います。
- 公園の管理運営について、利用や地域住民に理解していただく機会として、また、公園づくりに対し意見交換を行う場として「(仮称) 境川遊水地公園協議会」を設置し、定期的に会議を開催して地元のニーズや意向を反映した公園づくりに取り組みます。

(4)環境に配慮した管理運営について

環境保全型行政に率先して取り組む**県の環境方針**を踏まえ、



- ① 豊かな環境の次代への継承
- ② 環境負担の少ない持続的発展
- ③ 環境保全上の支障の未然防止
- ④ 快適な都市と生活の実現
- ⑤ 地球環境保全に向けた取組

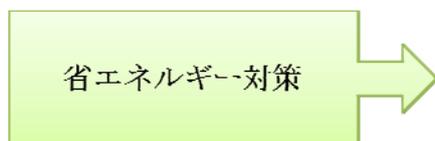
本公園では**環境への配慮と工夫**に継続して取り組みます。

ア 利用者への環境配慮の伝達と管理運営に係る環境保全の必要性

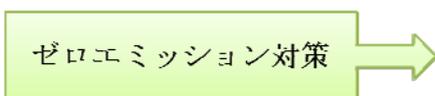
本公園は、遊水地を利用した公園で運動施設とビオトープ、境川遊水地情報センターを有し、水・緑・大地・大気・生き物などからなる環境の総合体であり、みどりが清浄な空気を生み、都市気象の緩和や生物の生息環境の提供など、私たちの豊かな生活環境に大きく貢献していることを伝えます。

本公園では、水害から防ぐための遊水地の機能の紹介やビオトープの自然環境を主とした環境保全活動を通して、環境に配慮した管理運営に取り組みます。

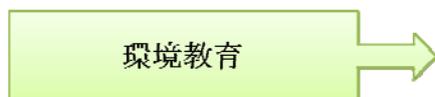
イ 具体的な環境保全の取組み



- ① 夏季エアコンの節電と利用者への普及啓発
- ② 照明などの節電
- ③ 節水
- ④ 駐車場でアイドリングストップの要請
- ⑤ 環境保全型パークセンターの機能維持とPR



- ① 事務用品等のグリーン購入
- ② ゴミの持ち帰り
- ③ 分別処理
- ④ 植物管理による発生材のリサイクル



- ① 自然観察会など体験活動の実施
- ② 普及啓発PR活動

など、環境負荷の低減に努めており、環境教育に寄与する活動にも取り組んでいます。今後も、環境配慮の視点で定期的に管理運営を見直し、必要な改善を図りながら環境にやさしい取り組みの努力を継続します。

計画書2 「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」

私たち財団法人神奈川県公園協会は、昭和50年の設立以来、都市公園及び自然公園利用施設等の適切な運用及び維持管理、利用増進を図り、「県民の健康、やすらぎ、快適な生活の推進に寄与することを目的とした公益法人」であり、「公の施設の管理運営実績」には県民から高い信頼と評価を頂いています。

本公園においては、都市化が進む地域に整備された「ビオトープなどの自然創出ゾーン」の貴重な河川流域の自然環境を、県民とともに保全と利用とのバランスを図りながら管理運営に取り組むとともに、「安全、快適な利用のための適切な施設管理」、「多様な動植物等の保全と育成」、「地域や市民団体と協働した公園づくり」、「利用者サービスの向上」などに取り組み、本公園の魅力や資源を活かし、向上させる技術とノウハウを蓄積してきました。

私たちは、本公園の指定管理者応募への参加に当たり、継続事業者としてこれまでの管理運営に関する技術と経験の蓄積を活かすと同時に、刻々と変化する社会ニーズに敏感に対応した新たな発想により、公益法人ならではの新たなサービスを、県民のみなさまに提供し続けたいと考えます。



(1) 応募者自身のノウハウを活かす提案を記載してください

私たちのノウハウを活かす提案は次の通りです。

私たちが築いてきたノウハウ

- 1 「公の心」を育み、誰からも愛される質の高い公園づくり
- 2 かながわの郷土愛を醸成し、新しい喜びを展開する公園づくり
- 3 人と地域と共に育つ公園づくり
- 4 多様な生物を育む資源循環型の公園づくり

管理運営に活かす提案

●安全安心・公平平等の実現

誰もが安全・安心に、公平・平等に利用することのできる境川遊水地公園をつくります

●We LOVE 神奈川マインドの発揮

公の施設の実現として「誰よりも地域そして神奈川を愛する心」を注ぎます

●都市施設としての機能の保全

遊水地機能、運動・交流機能、自然創出機能を周知し、高いサービスを提供します

●円滑な施設運営の実施

本来目的と地域や利用者の意向を踏まえて、より使いやすい施設運営に努めます

●インタープリテーションの展開

経験豊富な学芸員を専属配置して身近な生命とのふれあいを支援します

(2) 参加意欲及び抱負等がわかる具体的な提案を記載してください

私たちは、公園経営に取り組む公益法人として、「公の施設」の管理に当たっては常に公正平等の精神のもとで、「遊水地の機能を活かした自然再生とスポーツ・コミュニケーションの創出」の実現に向けて具体的に行動します。

ア 遊水地の大切さを伝え水防機能を確実に発揮させます

- 県藤沢土木事務所との緊密な連携をとりながら、作成した水防マニュアルを必要に応じて変更していきます。
- 遊水地機能と役割、効果を伝えます。境川遊水地の理解を促すために、全国や県内の遊水地の状況及び境川流域での大雨洪水注意報や警報の発令履歴を情報センターに表示して利用者に伝えます。
- 県の水防情報端末を利用して水防情報を確認し、公園施設の設備チェックを確実にを行い、利用時の安全確保を図ります。

イ 自然を創出して自然にふれる魅力的な機会を提供していきます

- ビオトープを中心とした公園の適正管理を行い、境川流域の「命の回廊を支える種の供給源となる自然創出」を目指します。
- 公の施設として一線級の学芸員を常駐させ、「種」から「系」として環境を捉えていくことのできる高い水準の自然観察を実現します。
- ビオトープを活用し、モニタリングを実施ながら生物環境を保全して、自然観察会や校外学習の支援、各種イベントの企画を通じて自然保護を普及していきます。
- 境川遊水地の自然環境データベースを整理保存し、学習効果を高めるための展示企画や学習プログラムを情報センターで開催します。

ウ 情報センターや運動施設の活用を促進して地域交流や健康増進に取り組みます

- 情報センターを活用して、水防取り組みの啓発、河川環境学習会のほか、魅力的な休憩施設としても活用します。
- 広場や斜面地を活用した音楽会や盆踊りなどの地域の楽しみ並びに交流を促進する活用を誘致して満足度の高いサービスを提供します。
- 公園づくりを地域の財産づくりであると捉え、地域をはじめとした県民との協働で取り組んでいくことを検討します。
- 公園の広場ゾーンに地元自治体の運動会やマラソン大会などのイベントを誘致することや情報センターを地域団体の発表の場として活用できるよう取り組みます。

エ 遊水地の特性を活かした新たな提案

- 5月の治水月間に合わせて、河川・治水情報の展示を情報センターで行い、遊水地施設の見学会を開催します。
- ビオトープを中心とした公園の植生維持管理を地域住民や利用者と協働で行うイベント企画や自然環境を体験・学習する新たなプログラムを開発します。
- 公園利用者のニーズ及び安全に配慮し、必要に応じて開園時間の変更を行うことにより、利用者の利便性の向上を図っていきます。

これらを以て私たちは、

**「遊水地の機能を活かした自然再生と
スポーツ・コミュニケーション機会を創出」**

する境川遊水地公園づくりに取り組みます。

計画書3 「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」

平成19年8月に開園した境川遊水地公園は、遊水地機能を有する初の県立都市公園であり、自然豊かな水辺環境の創出と少年野球場などの運動施設を活用した健康づくりや地域との交流を図るため、適切な維持管理を行い、県民に快適な利用環境を提供します。

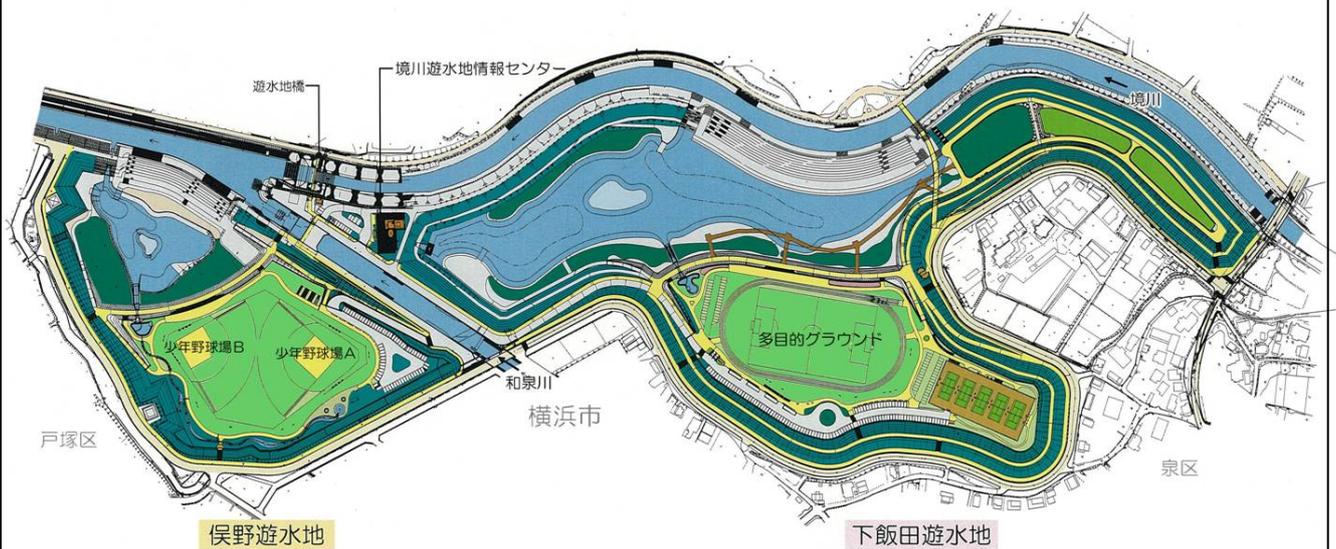
(1) 当該公園の特性と課題について記載してください。

本公園は園内全体が遊水地としての機能を有する特殊な公園で、越流堤や水門、池などを備えています。園内は特性ごとに次の2つのエリアに分類できます。

自然創出ゾーン ビオトープを中心とした通常は立ち入り禁止になっているエリア

広場ゾーン 少年野球場、多目的グラウンド、噴水広場など一般に利用されるエリア

■公園の主な施設



本公園の立地条件や基本方針に照らして想定される特性と課題は次のとおりです。

特 性 と 課 題	管理運営の考え方
公園全体	
開園してまだ間もない公園であり、周知を図る必要がある。	各種広報を使って公園の設置目的、アクセス方法、魅力の記事を、特に境川流域ならびに近隣地域に力点を置いて配布します。
継続して開園されるエリアがあり、既設部と連携した管理運営を図る必要がある。	新規開園区域の新しい機能の周知を図り、将来の公園利用を促します。
新しい公園であるため公園利用者とのつながりが希薄であり、利用者の意向を踏まえた公園管理体制を作る必要がある。	・ご意見箱・WEB投稿を設置し、利用者や県民の声を把握します。 ・利用団体との意見交換会を開催しながら利用しやすい公園づくりに向けた体制を構築するとともに地域住民との公園運営に係る協議システムを構築します。
越流堤、水門、2つの遊水池を備えており、水防機能を保全するために、立ち入り制限を徹底する必要がある。	規制理由と施設の機能説明をした上で柵ならびに施錠での立ち入り規制を徹底します。
夜間には閉園し、水防時にも利用制限を行うため利用時間や制限を周知して確実に執行する必要がある。	利用時間と利用規制理由を明示して閉園時間を遵守します。
遊水地のため、気象状況(大雨・洪水注意報)により利用制限や一部施設の撤去を行う必要がある。	境川遊水地公園水防活動マニュアルにより避難誘導等の執行プロセスを確実に履行します。
自然創出ゾーン	
多様な生息環境をつくっていくために植物管理の方法を検討する必要がある。	多様な生息環境を実現するために除草時期や高さなどに変化を持たせるなど工夫します。
多様な動植物を創出させるために効果を把握していく必要がある。	定期的に生物モニタリングを実施して流域のファウナ・フロラ(動物相・植物相)と比較検証する。
自然環境学習として活用していくことが出来るようにプログラムを充実させる必要がある。	小中学校での教育ニーズ等を踏まえて学芸員の知見を発揮しながらプログラムを構築します。
広場ゾーン	
噴水広場とせせらぎ水路があり快適な利用を確保する。	きめ細かい清掃を行い、安全で安心して使うことのできる施設管理を行います。
少年野球場、多目的グラウンド、テニスコートがあり使いやすく快適な利用を実現する必要がある。	判りやすい予約システムを構築して周知すると共に、公園を周知し、利用を促すきっかけとなるイベントを企画開催します。
藤沢大和自転車道に隣接しており、公園利用との連携を図る。	沿線マップを作成するなど、ウォーキングやサイクリングによる公園利用の魅力を発信します。
境川遊水地情報センターの多様な機能を発揮する。	各種会議室はじめセンターに備わっている機能の周知を図り、治水河川情報や自然創出情報を発信します。

私たちは、上記の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方を次のように捉えます

- 1) 遊水地の大切さを伝え、水防機能を確実に安全に発揮させます
- 2) 自然にふれる機会を提供し、自然再生の実績をわかりやすく伝えます
- 3) 広場では健康増進や地域交流、センターでは情報発信を促進します

(2) 公園の特性と課題を踏まえた現在の管理水準以上の具体的な提案について記載してください。
(記載にあたっては、植物の特性に応じた育成管理計画に留意して下さい。)

私たちは、境川遊水地公園の前記の課題に対して効率的効果的な管理運営で応えていきます。

また、具体的な管理運営では、①**快適な公園利用の維持**、②**生物多様性に配慮した植生の管理と利用促進**に力点を置いて県民ならびに県の評価やモニタリングに照らしながら管理水準の向上を図ります。

なお、水準以上に取り組む管理項目ならびに実施回数等は次のとおりです。

- 公園独自に行うモニタリング以外にも本公園を研究フィールドにしている「日本大学造園緑地学研究室」や「地元の野鳥の会」や「植物調査会」と緊密な情報交換を行い、魅力あるビオトープづくりに取り組みます。
- 希少種の保護：タノコアシやカワヂシャなどの県内でも希少な植物をモニタリングし、管理員に周知することにより、管理での除草を防ぎ保全をはかります。
- 動植物に配慮した管理工夫：エリア全域を一度に除草してしまうと生息する動植物に大きな影響が出るため、1回の除草を数回に分けて時間を置くことにより、動植物の生育への影響を最小限に留めます。また、キジやセッカなどの繁殖期には除草作業を控えたり、営巣場所付近の除草を行わないようにします。また冬季にもススキやオギの一部を残して生物の越冬場所を残して生物が住みやすい公園づくりを目指します。
- 公園内の自然環境の利用（多様性維持管理の結果にあたるもの）：ビオトープで見られる抽水植物の一部を園内のせせらぎ水路に移植、管理して案内表示を設置することにより、来園者に園内の多様な湿地植物を観察、学習する場を提供します。
- 一線級の学芸員を常駐させ、魅力的な自然観察会や総合学習の企画、運営を行い、情報センターやホームページを用いて遊水地の新鮮な自然情報を発信します。

管理項目		管理エリア	基準書	事業計画	理由
植栽管理					
芝生管理	機械除草	少年野球場 多目的グラウンド	14回/年	17~ 18回/年	越流水とともに周辺域から雑草の種子の供給を受け入れながらも除草剤の使用を控える必要があるために高い頻度での草刈が必要です。また湿潤であり芝の生育に厳しい環境であるために効果的に施肥を行う必要があります。
	人力除草	少年野球場、多目的グラウンド、情報センター周辺、	5回/年	6~7回/年	
	目土かけ	情報センター周辺 下飯田臨時駐車場	記載なし	1回/年	
	施肥	少年野球場 多目的グラウンド	2回/年	8~14回/年	
情報センター周辺		記載なし	4回/年		
花壇管理	草花植付	正面門脇 俣野遊水地園路沿い	記載なし	3回/年	季節を通じた花による魅力的な修景を行い、来園者の憩いの場を提供します。
	花がら摘み除草	正面門脇、俣野遊水地園路沿い	記載なし	必要に応じて 随時	
	灌水				
草地管理	人力除草	園路・流れ周辺、ベンチ等	記載なし	4~5回/年	快適な利用を確保するために高い水準での維持管理を行います。
施設管理					
	噴水池 清掃	噴水池・流れ(石張空間)	週1回	週2回 (夏期)	夏期は利用が多くかつコケの発生が早いために細やかに清掃して安全と快適性を確保します。
	トイレ清掃	外周仮設トイレ	週3回	週3~5回	広場利用が多い繁忙期には快適なトイレ利用を維持します。
清掃管理					
洪水後 清掃	園内清掃	散在塵芥の収集	記載なし	必要に応じて	越流後には、一刻も早い快適な公園利用の回復のために迅速な対応をします。
		堆積塵芥の収集(人力)			
	廃棄物 処分	散在塵芥 堆積塵芥			

平成22年度 年間維持管理計画表

赤字: 数量等減 緑字: 数量等増 (H21年比較)

公園名: 境川遊水地公園

管理項目	業務内容	管理エリア	規模・単位	実施回数	作業時期												備考		
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
植物管理	草刈	機械除草	4700 (4100)	1回/年															ピオトープ内の法面は生物多様性に配慮して一度に全てを刈らず、2度に分けて管理を行う。
		人力除草	4700(5300)	1回/年															
植物管理	除草	外来種・要注意種の駆除	1.366	3回/年															基準書外作業
		園路・流れ周辺、ベンチ下等	800	3回/年															
植物管理	ピオトープ手入れ	広場ゾーン(2次池)堤防法面の植栽樹及び中低木周り	4.600	1~2回/年															ガマの穂摘みは9月~11月に行う。枯草の刈り取りは秋~冬季に行う。
		侯野自然割出ゾーン(1次池)湿地、流れ	1式	1~2回/年															
特殊管理	水みち造成	下飯田ピオトープ	1式	0~1回/年															基準書外作業
		侯野ピオトープ池内の島	1式	0~1回/年															基準書外作業
共通管理	機械等点検整備	下飯田ピオトープ池内の島	1式	0~2回/年															基準書外作業
		侯野自然割出ゾーン(1次池)	1式	0~2回/年															状況に応じて行います。
共通管理	物品等購入	下飯田自然割出ゾーン(1次池)	1式	必要に応じて															
			1式	必要に応じて															
警備	巡回警備	園内	1式	6日/年															警備員による巡回警備警備、12/29~1/3
		少年野球場	2箇所	3回/年															保守点検
定期点検	設備点検	グラウンド防球ネット点検	1箇所	3回/年															保守点検(5面)
		テニスコート	1箇所	3回/年															保守点検(路面の点検)
施設管理	設備点検	園路・橋りょう	1箇所	3回/年															保守点検(1回は専門業者に委託。2回は直
		少年野球場、多目的グラウンド	1式	3回/年															保守点検、検査等(1回は水質検査実施)
施設管理	安全点検	噴水ポンプ・足洗い場ボンプ点検	2箇所	3回/年															グラウンド使用による凹部の補修、スクリーニングス敷均し(2月は専門業者に委託し全面整
		グラウンド点検・管理	3箇所	随時															
施設管理	日常点検	噴水ポンプ・足洗い場ボンプ点検	1式	1回/月															
		グラウンド防球ネット点検	1式	毎日															
施設管理	安全点検	柵・門扉等	1式	毎日															
		園路・橋りょう	1式	毎日															
施設管理	安全点検	侯野噴水池・流れ	1式	毎日															目視点検、破損、動作不良箇所等の確認
		足洗い場	1式	毎日															
施設管理	安全点検	トイレ	1式	毎日															
		階段・スロープ	1式	毎日															
施設管理	動作確認	ベンチ等	1式	毎日															
		照明灯・人道橋照明設備	1式	1回/月															点灯確認
		時計	1式	1回/月															時刻確認

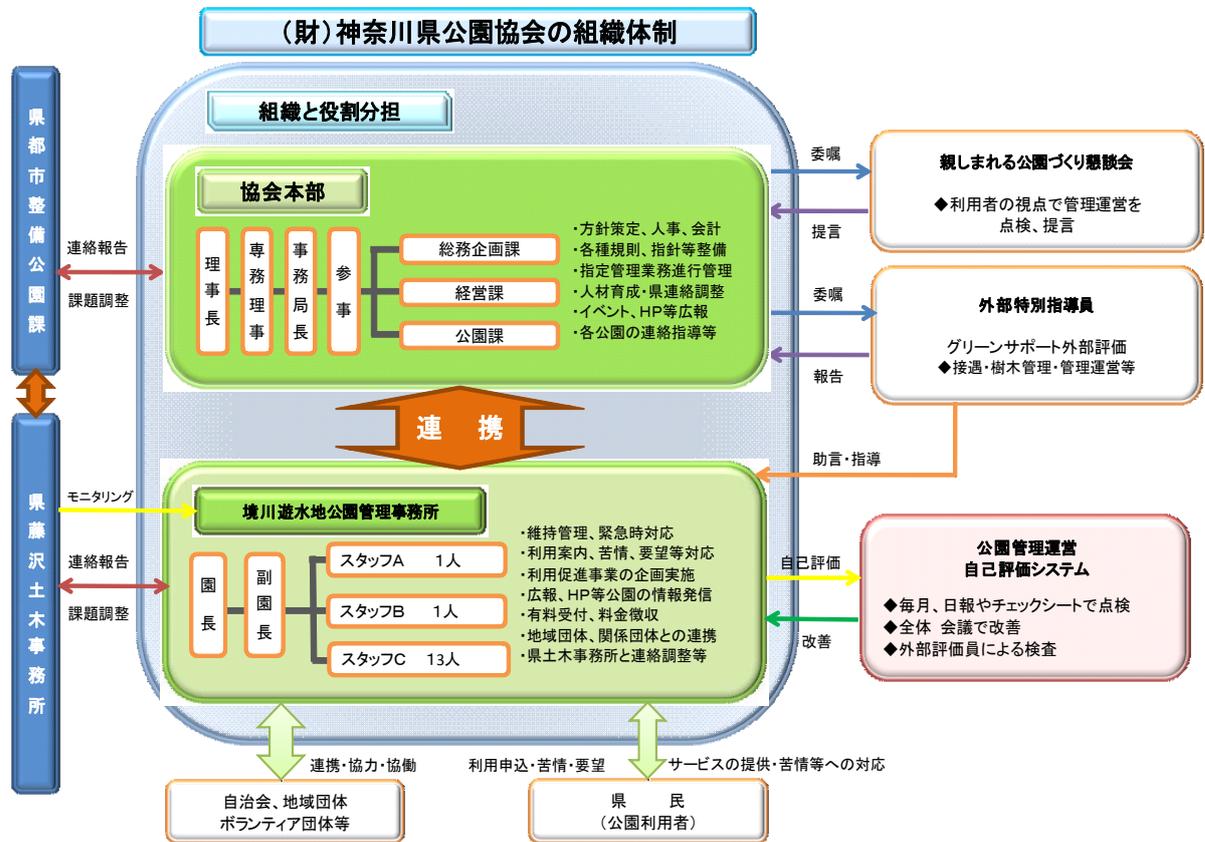
(1) 本部と現地との役割分担（業務・人員配置等）（組織図や一覧表等で示してください。県の連絡調整を行う体制についても記載してください。職務の分担及び内容についても記載してください。)

私たちは、本部に統括管理部門を、また現地に境川遊水地公園管理事務所を置き明確な役割分担のもと、公園管理運営自己評価システムや外部特別指導員等による業務点検及びコスト削減に努め、効率的・効果的な管理運営を遂行するとともに、地域関係団体や各種協力団体など、これまで築いてきた信頼関係を大切に、地域と連携・協働した管理運営を行います。

また、これら有識者や専門家等、外部審査員の指導のもと現地スタッフの職員教育を行い、安全・安心で快適な公園管理運営を図ります。

ア 本部と現地の役割

境川遊水地公園を統括する管理部門を本部に置き、方針決定や総務・会計及び業務執行等並びに県や関係機関との連絡調整などの重要事項は、現地事務所と本部が連携して適切な管理運営を行います。



イ 県との連絡調整体制

■ 県藤沢土木事務所との連携

- 公園管理業務報告の「日報・月報」及び日常的な日々の業務連絡をします。
- 県が実施するモニタリングの結果、指摘事項や改善点がある場合は、直ちに本部と調整し、園長以下全員で改善に向けた工夫と検討を行い公園の質の向上を図ります。
- 許認可に係る事項や調整事項、課題等が発生した場合は、本部及び県藤沢土木事務所と調整・協議し課題解決にあたります。

(2) 現地の職員配置計画（組織図、勤務ローテーションを別表で示してください。）

(現地の責任者の役割及び経歴を明記してください。)

ア 現地の責任者の役割及び経歴

園長は、公園管理経験の豊かな人材を常勤で配置し、園の統括責任者として、地域との連携・協働に取り組みます。副園長は、園長の代行者として、行政経験が豊かで水防業務にも精通している人材を充て組織を円滑に推進します。

現地責任者	役割	経歴
園長	統括責任者	
副園長	園長の代行者	

イ 職員配置計画

■ 境川遊水地公園現地職員体制

公園の統括責任者として、園長を置き、園長は、当協会の会計規程に基づく会計事務の責任者としての「会計員」に、また、職員から「現金取扱員」を任命し金銭の出納保管管理を担います。園長の下には、園長を補佐する代行者として副園長、また利用促進担当として自然環境に精通しているスタッフ（常勤）を配置し、公園管理運営スタッフ14名と一体となり、多岐に渡る業務を遂行します。

職	人員	雇用	業務内容	勤務時間	通常配置人員等
園長	1人	常勤	統括責任者 会計員 防火管理者	20日/月 8h/日	2~4人
副園長	1人	常勤	園長補佐 &代行	20日/月 8h/日	
スタッフA	1人	常勤	利活用の推進、地域連携、協働	20日/月 8h/日	
スタッフB	1人	非常勤	公園管理主任	18日/月 8h/日	4~13人
スタッフC	13人	パート	利用受付、管理、駐車場運営、 植物・清掃管理、施設点検	13~15日/月	
計	17人				

ウ 組織図は前頁参照

平成22年度 職員勤務予定表

エ 勤務ローテーション

◎早出 8:15~16:15

●遅出 4.5.8.9.3月 10:15~18:15

6.7月 11:15~19:15

10~2月 9:15~17:15

公園名：境川遊水地公園

氏名	1水	2木	3金	4土	5日	6月	7火	8水	9木	10金	11土	12日	13月	14火	15水	16木	17金	18土	19日	20月	21火	22水	23木	24金	25土	26日	27月	28火	29水	30木	日数	
園長	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
副園長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
スタッフA	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
スタッフB	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
スタッフC	作業管理スタッフ①		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
	作業管理スタッフ②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
	作業管理スタッフ③		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
	作業管理スタッフ④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
	作業管理スタッフ⑤		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
	作業管理スタッフ⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
	作業管理スタッフ⑦		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
	作業管理スタッフ⑧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
	作業管理スタッフ⑨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
	駐車場整理員①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
駐車場整理員②		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
出勤職員数	10	8	9	9	10	8	9	8	9	9	9	10	8	8	9	8	8	9	9	9	9	8	17	9	8	9	9	9	8	10	9	

◎ 早出 早期利用等の申し込みがある場合は利用時間に対応

● 遅出 各月の閉園時間に対応

※ 毎月1回 全体会議を開催

(3) 業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務内容、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて記載してください。

私たちは、公園を県民の皆様に快適にご利用いただくため、施設等の維持管理においてはできるだけ、現地スタッフによる直営作業を基本とした業務執行に努めますが、専門の技術や免許機器類等を要する作業や急傾斜地の草刈作業等はスタッフの安全面や効果性、効率性の観点から外部委託をします。

また、地域との協働による地元活性化の視点で、地域に委ねることが一層の効果をもたらす場合は、できる限り地元発注を心掛けます。

■ 委託する主な業務の内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	芝生管理	エアレーション他	エアレーション、目土かけ、施肥	大型機器を要するため
	草地管理	草刈	法面等の草刈り	急傾斜地で危険を伴うため
施設管理	グランド管理	スクリーニングス	スクリーニングス敷均し	大型機器を要するため
清掃管理	ゴミ処理	一般ゴミ・廃棄物	ゴミ、残材運搬・処理	免許が必要な専門業者

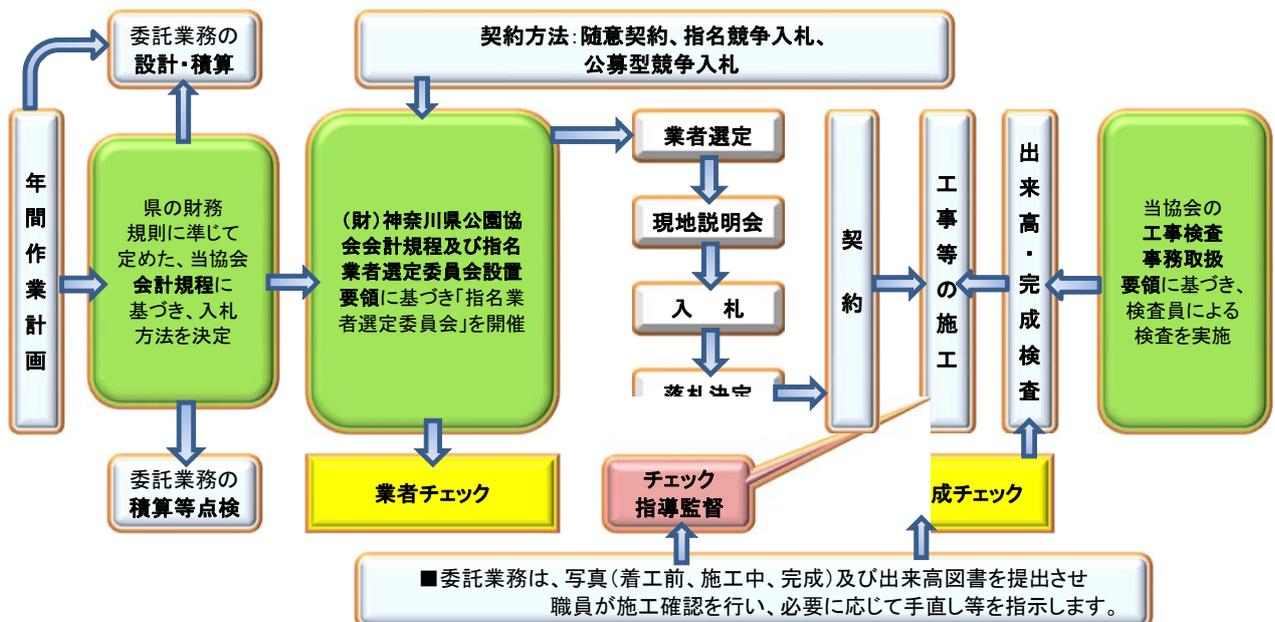
イ 委託予定業務

様式第3号「委託業務一覧表」のとおり

ウ 委託業務点検、チェック、指導監督について

委託業務の発注は時期を逸しないよう、年間作業計画を定め、計画的に委託します。

委託業者には、園内通行許可証の発行、徐行運転、バリケード等安全対策を徹底します。



計画書 5 「緊急時の体制」

本公園は遊水地としての機能を有するため、大雨・洪水注意報、警報が発令された際には、協会独自に作成した「県立境川遊水地公園水防活動マニュアル」に沿って迅速に水防業務へと移行し、水防情報の収集や県土木事務所との連絡、利用者や地域住民の安全確保、公園施設の保全作業をいつでも着実に実行します。

また、他の気象災害や地震等の自然災害の被害や事故等の発生も最小限に留めるため、緊急時に備えた研修の実施を行い、各種情報媒体を通じての迅速な情報収集を行って利用者の安全確保を最優先にした迅速かつ的確な対応をします。

(1) 事故や災害発生時などの緊急時の体制及び初期対応について記入してください。

ア 水防時（大雨・洪水に関する注意報・警報発令時）の場合

これまでの水防経験を基に作成した「県立境川遊水地公園水防活動マニュアル」に沿って対応します。

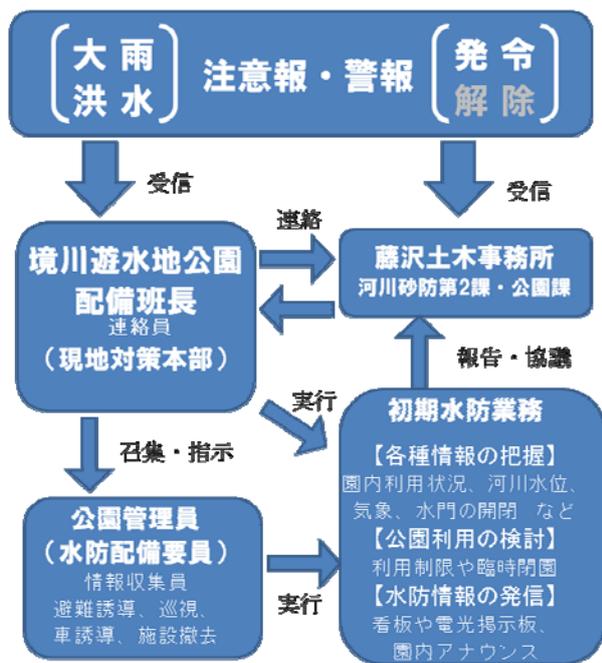
水防配備要員は、勤務時間外にも速やかに配備につけるように近隣在住者を優先雇用しているほか、状況に応じて本部職員を派遣します。



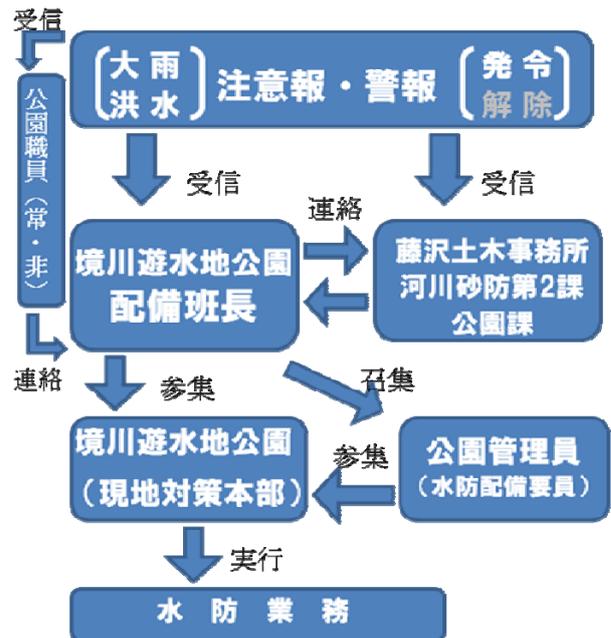
(ア) 連絡体制

- 園長、副園長、**スタッフA**、**スタッフB**の各携帯電話に24時間気象情報サービスを受信する体制が整っており、気象情報の発表と同時にその内容を受信、確認します。また上記職員がシフトを組んで水防配備班長に付き、迅速な水防業務にあたります。
- 開園時は勤務職員の一部が水防配備要員へ移行します。
- 閉園時では配備班長から配備要員へ連絡して速やかに初期水防業務に移行します。また、配備班長でない上記職員も当日の配備班長へ気象情報を伝達する体制をとり、配備班長に連絡がつかない場合は自らが配備班長になり、確実に水防業務の指揮をとる体制にします。

【開園時間内の初期対応】



【閉園時の初期対応】



(イ) 配備体制及び対応

開園時

- 事務所スタッフは巡視による園内状況の把握と情報端末からの気象情報や河川情報、園内情報、水門開閉情報を確認し、県藤沢土木事務所へ報告・協議して配備体制に移り、各自の水防活動分担に基づいて行動します。
- 発令内容や気象状況、園内の様子を把握し、状況に応じて利用制限や臨時閉園を行います。
- 案内看板の設置や園内巡視、電光掲示板、園内放送を通じて利用者へ情報を発信します。
- 越流により被害が予想される園内設備の撤去、保全活動の検討、準備を行います。

閉園時

- 配備班長は土木事務所担当者へ配備の連絡をして水防職員を召集します。
- 配備時間に関しては30分以内に配備要員が情報センターに到着し2時間以内に全員が到着する体制を築き、各種情報の把握（開園時間内の初期水防業務）にあたります。

【水防時の配備要員】

水防時の配備要員に関しては、藤沢土木事務所が作成した「境川遊水地・県立境川遊水地公園における水防配備マニュアル」に基づいて水防活動を行います。

【水防活動分担表】

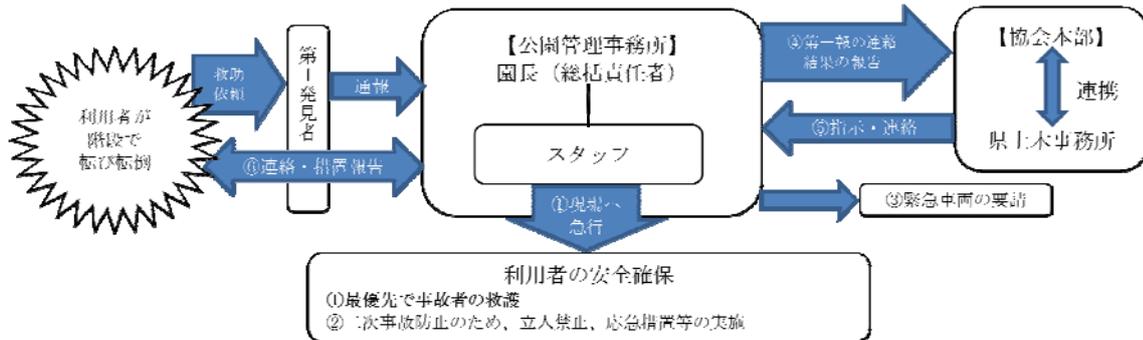
職 名	役 割	備 考
配備班長 (連絡員を兼務)	水防業務の第1受信者 水防業務の統括 関係スタッフへの連絡・水防機関との調整 状況により水防業務全般を行います	園長、副園長、 スタッフA 、 スタッフB がシフトを組んであたります
情報収集員	現地状況の把握及び・連絡調整の補助	配備班長以外の園長、副園長、 スタッフA 、 スタッフB (不在時は水防配備要員)
水防配備要員 ①巡視員 ②避難誘導員 ③車両誘導員 ④施設撤去員	園内巡視 公園利用者への注意喚起、避難誘導 遊水地駐車場車両の誘導、移動処置 流される恐れのある施設物品の撤去	スタッフC は現場の状況により、臨機応変、適切に業務を分担し対応します

イ 事件、事故発生の場合

園内で事件、事故が発生した場合には、次の配備体制で初期対応に当たり、「人命を第一優先」とした迅速な行動を行います。

事件や事故後には、原因の究明及びその経過や対応を記録し、これまでの履歴と合せデータに保存し今後の管理に活かすことで、再発防止に努めます。

◆園内での事故発生の例

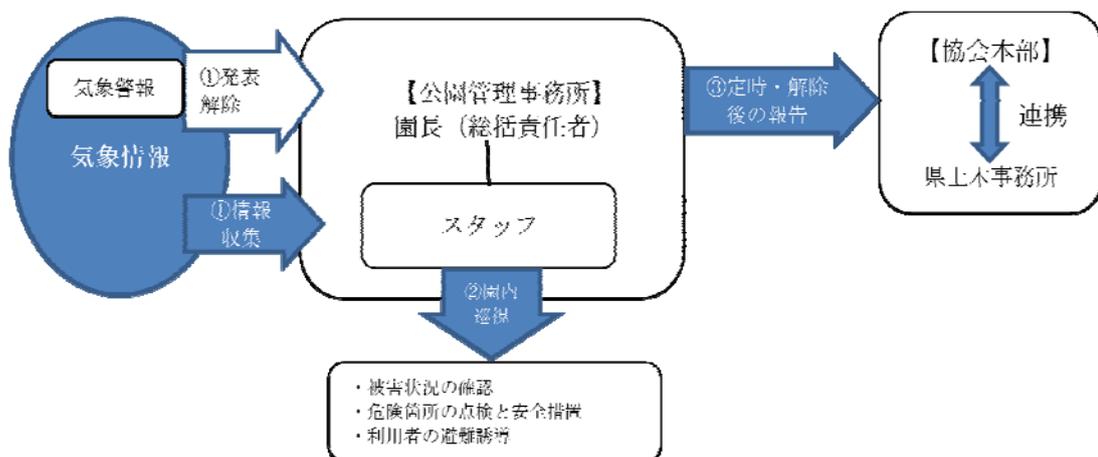


- ① 作業スタッフが現場へ急行、利用者の立場に立った被害者の救護や応急手当、火災の場合には消火活動を実施
- ② 二次災害の防止のための立入防止措置、避難誘導
- ③ 状況に応じ、消防車、救急車等の緊急車両を要請
- ④ 発生の第一報やその後の状況、結果を「事故報告書」として関係機関に連絡、報告
- ⑤ 協会本部及び県からの指示、指導に対応
- ⑥ 被害者及び発見者への措置状況の報告

ウ 暴風、落雷、大雪等による災害発生が予測される場合

暴風、落雷、大雪等の気象状況に関わる情報は、水防時の場合と同様に職員（常勤・非常勤）の携帯電話に24時間気象サービスを受信する体制を整えています。これにより、リアルタイムに気象情報を収集し、気象庁より警報が発令された場合や警報発令に至る恐れがある場合は、**災害対策活動指針**に基づいた警戒配備体制で警戒に当たります。

◆気象情報



箇所 重点点検	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ等
	落雷時	電気設備、放送設備等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無

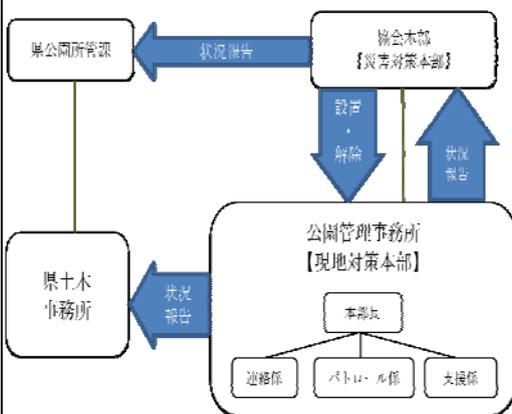
- ① パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- ② 作業スタッフが安全に留意しながら園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導
- ③ 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県藤沢土木事務所及び本部への定時または警報解除後の被害状況報告

エ 暴風、落雷、大雪等による災害が発生した場合

「事件や事故が発生した場合の体制」と同様の体制により、初期対応としてスタッフが現場へ急行し、被害者の救護や二次災害の防止、現場の応急処置等を行い、状況に応じて救急車等の緊急車両の要請や専門業者への要請を行います。

オ 大地震が発生した場合

大地震（震度5弱以上）が発生した場合には、**災害対策活動指針**に基づき事務所スタッフを召集し、本部内に**災害対策本部**を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置し、私たちが管理運営する施設全般の災害対策活動を統括的に行います。



◆現地対策本部役割分担表

職名	分担業務	備考
本部長	・災害対策業務の統括、現地対策本部の総括	・園長 (不在時は副園長)
連絡係	・緊急連絡網による所属職員への連絡と被害確認 ・緊急車両の要請 ・被害情報等の収集、報告、整理 ・災害対策本部及び藤沢土木事務所への報告	・副園長 (不在時は事務局職員)
パトロール係	・園内の安全を確認しながらパトロールを実施 ・被害状況を把握し、本部長に報告 ・来園者の避難誘導 ・二次災害の防止のための立入防止や応急措置	・作業スタッフ
支援係	・避難した人に対するの応急手当 ・防災施設の稼働	・事務局職員 ・利用促進スタッフ

(2) 災害時の避難誘導、利用制限等も考慮した連絡方法、対応についても記入してください。

ア 水防時の連絡方法と対応

大雨・洪水注意報もしくは警報が発表された場合には、配備班長を総括責任者とした上で、藤沢土木事務所を中心に関係機関への連絡及び対応を行います。

- 水防時の公園利用の安全基準として、大雨もしくは洪水注意報発令時には遊水地の下側の駐車場の利用制限を、警報発令時には臨時閉園を行います。

状況に応じた水防活動 水防活動時の対応は以下のように行います。

共通の 水防活動 (越流時を除く)	園内巡視(公園の状況確認)をします。
	気象情報を確認します。
	境川流域や園内の水位、降水量、水門の開閉などの水防データを確認します。
	遊水地内設備の撤去を検討します。
	監視カメラにより園内状況を確認します。
	藤沢土木事務所への状況連絡をします。
注意報発令時 (利用制限)	状況に応じて外周側出入口を閉鎖します(公園出入口の制限)。
	利用制限看板の設置し、必要に応じて園内放送で利用制限を連絡します。
	状況に応じて遊水地内設備を撤去します。
	遊水地内駐車場を利用制限し、利用車両を上の情報センター駐車場へ誘導します。
	園内の一次池利用(ビオトープの調査や学校の貝化石採集)を中止します。
	団体利用者(少年野球など)へ注意報発令を伝達します(迅速に退去できる準備づくり)。
警報発令時 (臨時閉園)	園内放送や管理員による園内利用の中止連絡ならびに利用者の避難誘導をします。
	情報センター前を除く園内全ての門扉を閉鎖し、臨時閉園看板を設置します。
	情報センター電光掲示板による広域へ警報情報を発信します。
	下の遊水地内の駐車車両の誘導・退避を行い、状況に応じてレッカー移動をします。
	遊水地内設備を確認し、越流が予測される場合には迅速な撤去や保全を行います。
越流時の活動 (臨時閉園)	県藤沢土木事務所と綿密に状況を連絡します。
	園内並びに外周に人がいないかを外周巡視ならびに監視カメラで確認します。
	公園の閉園状況を再確認します(門の閉鎖、情報センター掲示板の表示のチェック)。
	境川流域や園内の水位、降水量、水門の開閉などの水防データを確認します。
	越流の見物人が予想される場合には園内外周で安全管理、誘導を行います。
	越流による園内設備への影響を外周巡視や監視カメラによって確認します。



パソコンによる水防情報収集や
電光掲示板による情報発信



利用制限による園内の
外周門扉の施錠



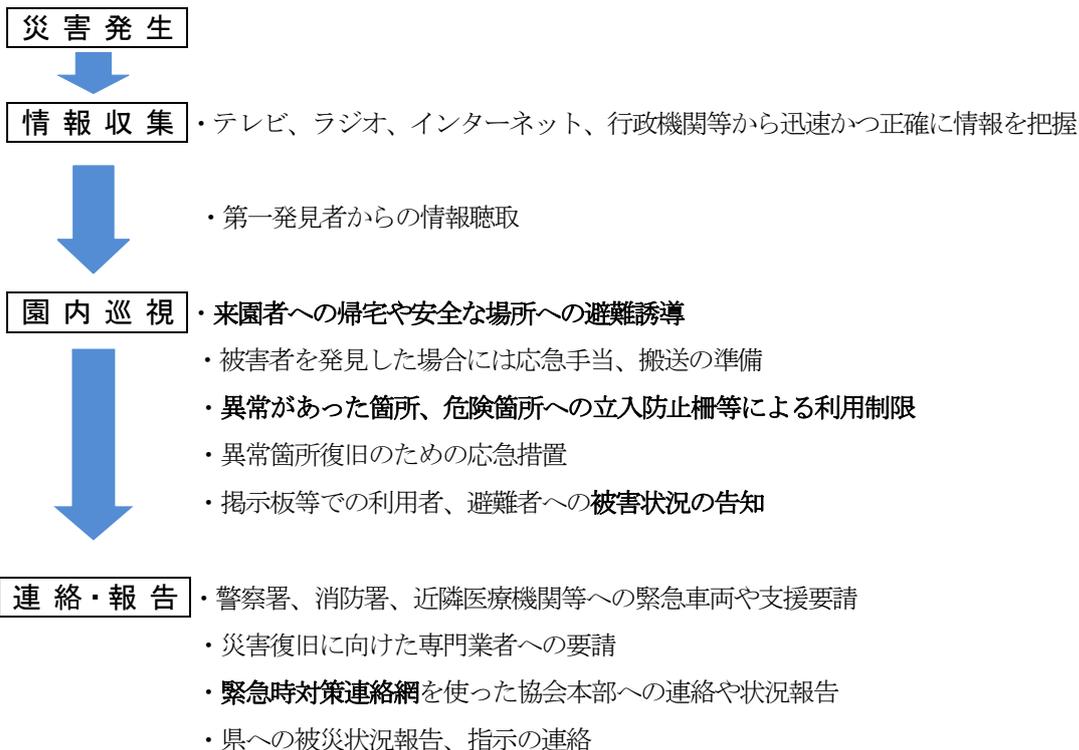
俣野ビオトープへの越流の様子
安全管理を念頭にしての状況確認

【平成 22 年度実施内容】

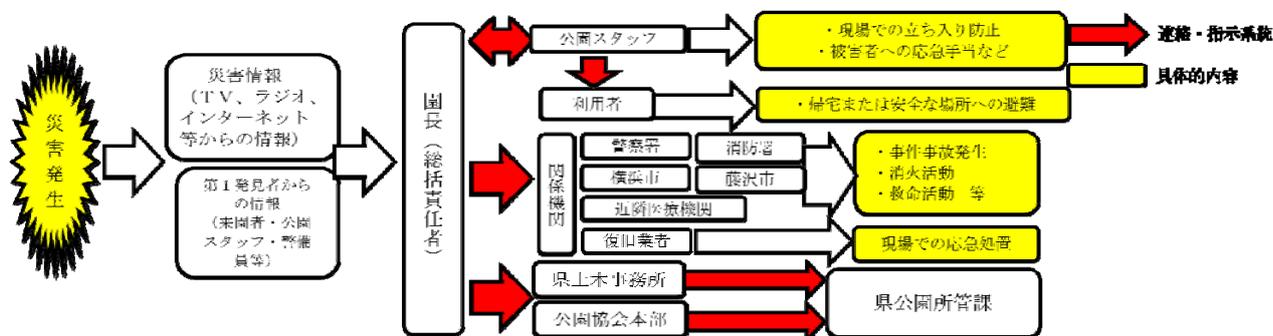
県の水防情報システムを利用して、上流域の河川水位や降雨量など確認して、遊水地への今後の状況を予測して水防対応に活かします。

イ 災害時（大雨、洪水を除く）の連絡方法と対応

大地震等の災害が発生した場合には、園長（不在時は参集したスタッフの中から）を総括責任者とした上で、関係機関への連絡及び対応を行います。また、緊急連絡体系については、県の防災体制の下で対応します。



◆災害発生時



ウ 災害時に備えた日常対応

火災や災害等の際に適切な行動や救命、応急手当を全スタッフが速やかに行い被害を最小限に抑えられるよう、日常より災害時に備えた対応を行います。

- ① 災害時に連絡体系に基づいた円滑な情報伝達や行動がとれるよう、朝礼やミーティングを通じて日常より情報の共有、意識の統一を図ります。
- ② 管理事務所内にはAEDを常備し、スタッフには日本赤十字社救急法救命員の資格を取得させて、適切な操作と救命措置をいつでも行えるようにします。
- ③ 消防署や地域の協力も得て、全スタッフが参加する防災訓練、救命講習を年1回以上実施します。
- ④ 消火器などの防災設備の定期稼働点検を行います。

(1)公園の管理運営に携わる職員の資質の向上についての考え方(方針)を提案してください。

私たちは、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、施設の安全管理、接遇、快適な公園管理の3本柱をテーマに、技術の総合力を向上させるため、職員の研修を実施しています。現在では、来園者に対して気軽に挨拶を行い安心して快適に過ごせる公園へと変化し、取組の成果を発揮しています。

ア 職員資質向上の考え方

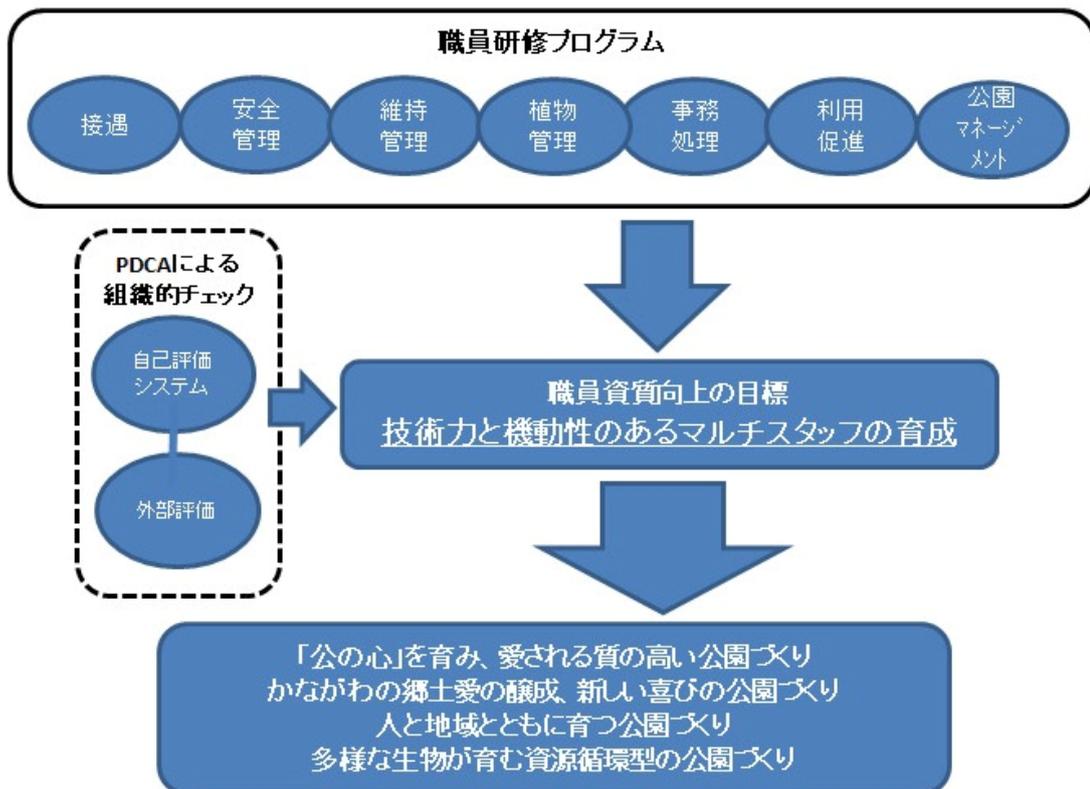
私たちはこれまでの方針と研修プログラムを継続しつつ、向上心を持って研修プログラムの内容充実を図り、平成21年度から5年間のテーマを「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」として、さらなる職員の資質向上を図ります。

イ 外部評価員による職員教育と自己評価による資質向上

公園の日常の施設管理や利用者対応など、第三者の意見を尊重し点検するとともに、協会が独自で設定した自己評価点検システムにより自らの意識改革と資質の向上を図ります。

ウ 新たな研修プログラムの導入

接遇研修をより効果的なものにするため、※ロールプレイング方式を取り入れたものや、近年公園内でも活発化している市民活動に対応するボランティアコーディネート研修等も新たに取り入れ、技術の向上、職員の資質向上を図ります。



※ロールプレイング

現実に起こる場面を想定して複数の人がそれぞれを演じ、疑似体験を通じてある事柄が実際に起こった時に、適切に対応できるようにする学習方法。

(2) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について、具体的な計画を提案してください

境川遊水地公園は、遊水地機能を持ち、大雨・洪水時に水防活動をする特殊公園で、広大なビオトープや多目的広場、境川遊水地情報センターがあり、来園者の自然観察、スポーツ地域交流の場として利用されています。また、継続して開園するエリアがあり、県民の皆さまに期待されている公園です。私たちは、今後も本公園の施設を利用者がいつでも安心して安全・快適に利用できるよう、「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」を実施します。

区分	研修項目	目標	内容	講師	頻度	H21～25の職員研修方針	
継続研修	接遇	朝礼実施	意識改革、業務確認、安全確認	挨拶唱和、業務ミーティング	園長	毎日	確実な業務推進及び気持ちの良い接客の日常化を目指す
		接遇研修	サービス向上、気持ちの良い利用者対応	挨拶、会話等の教育指導	特別指導員	年1回	より質の高い意識と接客対応を目指す
	事務処理	事務研修	確実に迅速な事務処理	事務処理方法の習得	経理担当職員	適宜	業務の効率化及び事故防止
	安全管理	個人情報取扱研修	サービス向上、的確な業務推進	情報の適正利用及び管理の習得	総務担当職員	年1回	公園利用者に対する損害を与えない意識の醸成
		緊急時対応研修	火災時の的確な対応	防災訓練、応急手当実習	外部講師等	年1回	火災の未然防止及び発生時の的確な行動の担保
			震災時災害時等の対策	救急法救急員研修	外部講師等	年1回	災害時でも落ち着いて的確な行動をとる
		維持管理技術研修	水辺での事故防止	噴水広場、せせらぎ水路点検研修の実施	公園管理主任	年1回	点検不備及びそれに伴う事故ゼロを目指す
		労働安全衛生研修	労務上の事故防止	振動工具安全衛生研修の実施	外部講師等	年1回	作業上の事故を未然に防ぐ意識の醸成
	植物管理	維持管理技術研修	樹木の適正管理、公園の景観整理	樹木剪定研修の実施	特別指導員	年1回	剪定技術の他、公園全体のより良い景観づくりを目指す
		維持管理技術研修	樹木の適正管理、薬剤使用の安全確保	樹木病虫害研修の実施	特別指導員	年1回	薬剤の安全使用を確実に実施していく
公園マネジメント	外部セミナー参加	公園マネジメント能力の向上	公園マネジメントセミナー等への参加	外部講師等	適宜	効果的効率的な公園運営管理を目指す	
新規研修	接遇	苦情対応研修	的確で、気持ちの良い接客	苦情対応ロールプレイング研修の実施	園長	月1回	的確な初期対応の確立を目指す
	公園マネジメント	ミーティング実施	意識改革、業務確認、安全確認	全体業務内容及び進捗確認	園長	月1回	公園の全職員に公園管理運営方針、実施方法を浸透させる
	利用促進	ボランティアコーディネート研修	サービス向上、利用者の安全確保	ボランティアの安全確保、応対方法の習得	外部講師等	年1回	ボランティア活動を的確にサポートする技術習得を目指す
公園独自研修	水防研修	水防活動研修	水防時の的確な対応	水防訓練、水防端末の使い方講習	県土木職員事務局職員等	年2回	着実な水防業務を実行できる体制づくり
	植物管理	グランド管理技術アップ研修	維持管理技術力の向上	グランドの芝生・クレ－管理技術の習得	外部講師等	年1回	快適な運動施設の維持を目指す
		ビオトープ維持管理	多様な動植物を保全するために自然植生の維持管理を学ぶ	草刈方法やゾーン、稀少生物の講習	事務局職員	適宜	状況に応じた植物管理をできるようにする
利用促進	ビオトープで見られる動植物の講習	生物生態の知識の習得・向上	園内で見られる動植物の観察、講義、採集	事務局職員	年4回	職員全てが見ごろの動植物を紹介できることを目指す	

計画書 7 「諸規程の整備」

私たちは、「公の施設」を県の代行者として管理運営する公益法人であることを常に認識し、県民に対し真摯で公明正大な心で接し、快適な県民生活の向上に寄与することを目標に、職員の雇用から就業、給与等運営に必要な諸規定を、次の通り定め、職員はこのことを十分自覚し、責任を持って公園管理業務に従事しています。

(1) 就業、給与、決裁、会計のそれぞれの取扱いについて

ア 就業・給与

- 職員の就業については、当協会の業務に常時従事する者の就業について規定した「財団法人神奈川県公園協会職員就業規程」において、必要事項を定め適切に運用しています。
- 給与については、当協会の就業規程第 28 条に基づき「財団法人神奈川県公園協会職員給与規程」を定め、職員の給与や手当について必要事項を規定し適切に運用しています。
- 臨時職員の雇用等については、「財団法人神奈川県公園協会臨時職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程」において、専門員、パート職員等雇用に関し必要事項を定め、適切に運用しています。

専門員：専門的分野の知識、経験豊かな人材を広く公募し、民間人材の雇用機会の拡大を図る。

イ 決裁

業務執行並びに人事等に関する決裁については、「財団法人神奈川県公園協会職務権限規程」において、理事長等の決裁事項など必要事項を定め、適切に運用しています。

園長決裁権限の強化：公園管理業務の緊急時に備え小破修繕等の執行権限を付与。

ウ 会計

当協会の会計処理の基本事項を「財団法人神奈川県公園協会会計規程」で定めているほか、関係要領等を整備し、会計、経理の公正、効率的執行を行っています。

また、業務の適正かつ効率的な執行を行うため、「財団法人神奈川県公園協会内部指導検査要領」を定め、各業務の実施状況の把握、点検、検査、指導を行っています。

内部指導検査要領に基づく検査体制等

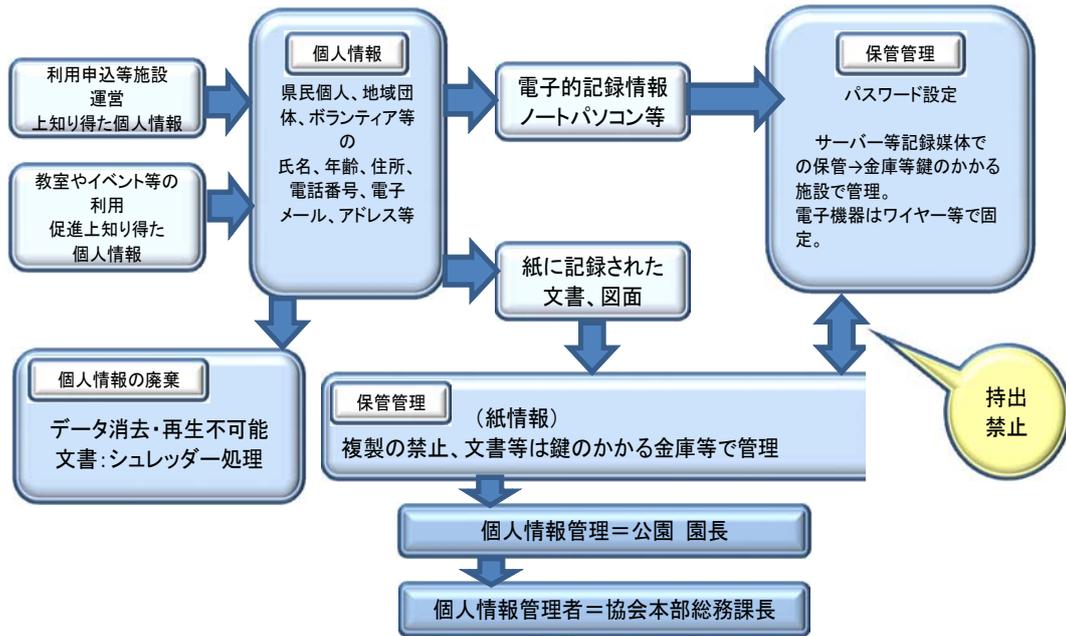
検査の範囲	①協会業務の実施に関する事項 ②協会の財務及び会計に関する事項 ③その他理事長が必要と認める事項				
検査体制	検査総括 3名	総務課長 経理課長 都市公園課長	主任検査員 6名	毎年度、職員の中から理事長が任命する	検査の実施は、 3班9名体制で行う
対象箇所	都市公園課所管の公園及び自然公園課所管のビジターセンター等				

(2) 個人情報の取扱い、職員への周知徹底等について

ア 個人情報の取扱い等

当協会が取り扱う個人情報は、各公園において活動するボランティアや各種行事の講師と参加者、スポーツ施設等有料施設の申し込み利用者などの個人情報及び本部で扱う各種個人情報がありますが、当協会では、県の個人情報保護条例に基づき「財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、同規程第 9 条を受け作成した「神奈川県公園協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に沿って適切な運用を行っています。

■個人情報のガイドラインと管理体制～ガイドラインの流れ～



イ 職員への周知徹底

個人情報を扱う窓口や事業担当などの職員が意識を持って管理することが重要ですので、毎年実施する職員研修及び各公園の全体会議等において、特に、

- ① 利用目的を明確にして、必要以上の個人情報は保有しない。
- ② 利用目的以外に、個人情報を利用・提供しない。
- ③ 本人から直接個人情報を取得する時は、利用目的を明示する。
- ④ 個人情報の漏洩防止措置を行う。
- ⑤ 知り得た情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用しないことの周知徹底を図ります。

ウ 関係法令の遵守

県立都市公園は、都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、地方自治法を始め、都市公園法、同法施行令、県の都市公園条例等関係規則や労働基準法などを、十分理解し、公園管理運営を行う責務があります。また、公園管理施設の安全の保持や県民が快適に過ごせる場を提供するためには、設備点検に関する法律や衛生的環境の確保に関する法律、消防法等指定管理者として各種法令を熟知しておく必要があります。

私たちは、職員研修や講習会の受講等により職員教育を行い、各種法令を熟知したうえで法令を遵守し、適正な公園管理運営を行います。

エ 情報公開・守秘義務

私たちは、業務上知り得た情報やその内容を第三者に漏洩しないことなど守秘義務を守りますが、情報公開では、県の情報公開条例に基づき定めた「財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」により、指定管理業務で知り得た情報や文書は、規程第5条に記述されている個人情報等の除外事項を除き、情報開示をします。

オ 文書の管理・保存

当協会が作成又は受領した文書等は、県の文書管理規程等に準じ定めた「財団法人神奈川県公園協会文書等管理規程」により、適正に管理・保存します。

遊水地という立地特性や施設の特徴を把握した安全確保に努め、普段の管理から常に緊急時の対応を念頭においた管理運営を行います。

また、普段の公園管理運営でも安全管理においては、事故等の未然防止及び万一発生した場合の初期対応に重点を置き、さらにきめ細かい注意を行うことで事故の発生を未然に予測する「小さな傷の早期発見」を心がけた安全管理を徹底します。

(1) 施設の安全管理について（安全管理の指針（マニュアル等）の整備、安全対策の研修の実施に留意してください。)

ア 水防時の安全対策

県立境川遊水地公園水防活動マニュアルに沿って迅速に的確な安全管理を行います。

水防活動では平常時を含めて次の水防活動に取り組みます。

■水防時の安全対策 ～県藤沢土木事務所と綿密に連絡をとります～

項目	行動	行動する内容
平常時の対応	利用者への対応	大雨・洪水警報及び注意報で利用制限や閉園になることを園内看板や情報センターの案内、ホームページで利用者に周知します。 少年野球場などの多目的広場利用者には、利用申し込み時や用具貸出時に直接、遊水地としての利用制限が起きることがあることを伝えます。
	情報収集	日常から気象情報に気を配り、携帯電話によって24時間の気象情報を受ける体制づくりや、日ごろからパソコンなどの情報機器でのリアルタイムの情報収集を行います。
注意報発令時	利用制限	状況に応じて外周門扉を施錠し出入り口を制限します。 園内の1次池(ピオトープのなど自然創出ゾーン)の調査や学習の利用を中止します。 遊水地内駐車場を閉鎖します。
	誘導・連絡	遊水地内駐車車両を上段の情報センター駐車場へ誘導します。 園内の巡視や園内放送、注意報発令看板を公園の出入口に設置して、利用者の注意報の周知を図ります。
	情報収集 設備対策	パソコンなど情報機器による情報収集と状況により園内設備の撤去を開始します。
	閉園	公園利用を中止します。
警報発令時	誘導・連絡	園内巡視や情報センター電光掲示板、警報発令看板の設置、園内放送による利用者の確認、誘導、避難を行います。
	情報収集	監視カメラを用いて園内を確認します。 パソコンなどの情報機器による情報収集に努めます。
	設備対策	遊水地内の駐車車両は必要に応じてレッカー移動の手配、移動を行います。 越流の恐れがある場合は園内施設の迅速な撤去や固定をします。
	越流時	設備確認 公園門扉の施錠、案内板、警報ランプや電光掲示板表示の再確認を行います。 状況確認 公園の外周や監視カメラにより、越流状況と侵入者がいないか確認します。 安全確保 越流の見物人が予想される場合には外周にスタッフを配置して適切な誘導による安全確保をします。
発令解除時	安全確認	園内を巡視点検し、異常がないか確認します。
	制限解除	安全が確認された場合は県藤沢土木事務所に連絡し、速やかに開園します。
	利用規制	大雨や越流により園内に冠水が認められたり、異常が確認された場合は県藤沢土木事務所へ連絡し閉園や利用制限の継続を行い、安全点検や清掃後に県藤沢土木事務所と協議して開園します。
	安全確保 清掃	

イ 園内施設全般の安全管理方策

(ア) 各種施設点検の実施

私たちは、これまで日常巡視や、噴水広場を始め各種施設の目的、関係法令に応じた定期、法定点検を確実に
行い、安全確保に努めてきました。今後についてもこれを継続しつつ、施設の状態の経年変化に合わせて点検内
容、項目を随時更新していきます。

◆施設点検実施計画

点検名称	点検箇所	回数	点検者	報告先	適用マニュアル	
日常巡視	園内全域	毎日1回	作業スタッフ	現地責任者	県立都市公園維持 管理マニュアル(共 通編・各公園編)	園内巡視マップ・ 重点点検箇所チェックリスト
施設点検/パトロール		年1回	・現地責任者 ・本部職員	協会本部		園内巡視マップ・ 重点点検箇所チェックリスト
重点点検	重点点検箇所	随時	・現地責任者 ・作業スタッフ	協会本部		
各施設点検	各施設	各施設毎	直営または専門業者			各施設点検マニュアル

(イ) 各種マニュアルの活用と整備

県立都市公園維持管理マニュアルを管理運営全般の総括的なマニュアルとして、また、噴水広場を始めとした各
施設、工作物のマニュアル、園内重点点検箇所マップ等を整備、活用し、スタッフの対応基準の明確化や意識統
一に努めてきました。今後、さらに不足な部分については新たにマニュアルを整備し、統括した安全管理を意識
して系統的な整理を行うとともに、それぞれの内容を適宜更新します。

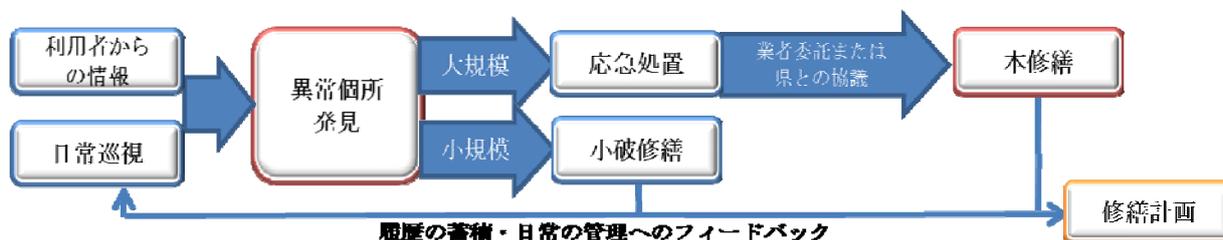
また、状況によっては緊急性や柔軟性を要する様々なケースが考えられますので、マニュアルに頼るだけでな
く、これまでの経験も生かした臨機応変な対応を実践します。

(ウ) 点検と連動した速やかな施設修繕の実施

巡視や点検、または外部からの情報等により異常箇所を発見した場合には、小破修繕等規模に応じて迅速な復
旧を行うとともに、大規模な事案は立入防止措置や応急処置による仮復旧を行い、安全を確保します。

修繕結果については、履歴として蓄積し、以後の維持管理へ反映させることで危険の早期発見と計画的、効率
的な修繕を行います。

点検と連動した速やかな施設修繕の実施



(エ) 施設賠償責任保険への加入

園内での万が一の事故に備え、当協会が管理するすべての都市公園において、施設賠償責任保険に加入します。

■主な施設の安全管理方策

施設名	安全管理の考え方
広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理員により毎日の安全点検をします。 ○ グランド内の転石拾いを定期的実施します。 ○ 冠水または大雨流出によりグラウンドにへこみ等が生じた時にはスクリーニングの搬入と転圧をします。
噴水広場・足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日開園時の安全点検をしゴミを取り除きます。 ○ 底石のコケや水垢を洗浄します。 ○ ガラス等の危険物の定期的な清掃をします。
せせらぎ水路 沈砂池	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日開園時の点検をします。 ○ 定期的にゴミや泥、枯れた植物を取り除きます。
自然創出ゾーン (ピオトープ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立入禁止を周知させ、水辺や越流堤などへの人の侵入を防ぎます。 ○ 大学など調査団体には利用の際、ヘルメットの装着を義務付けて来園者と差別化します。 また、調査結果を公表し、調査のための特別の立入であることを周知させます。 ○ 人の侵入に絶えず気づける管理をするために園内監視カメラを補助的に活用します。
園路 階段 橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 段差が大きい階段があることを利用者に知らせ、降りるのが大変な方へのスロープの案内も行います。 ○ 毎日点検を行い、雨などによる路面の冠水などの異常を早期発見して清掃や立入禁止などの適切な措置を行います。
仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用日及び利用時間を制限し、安全等を確認の上で門扉を施錠します。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 注意報・警報発令時の誘導措置やレッカー移動があることを看板にて周知させます。 ○ 誘導表示に破損や汚れがないか点検します。 ○ 利用者に園内での徐行を徹底するよう指導します。

ウ 施設運営面での安全管理方策

施設の適切な安全管理に加え、運営面における安全管理方策の徹底により人的ハザードの排除に努めます。

(ア) 作業スタッフの安全確保

- ・ 労働安全衛生規則等の関係法令を遵守します。
- ・ 労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関する**職員研修の実施**やOJTによる、安全意識の向上を行います。
- ・ 高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託します。
- ・ 委託業者への安全指導、監督を徹底します。



利用者安全を配慮した作業

(イ) 利用者に対する安全確保

- ・ 噴水広場を始めとした施設の正しい利用を情報提供します。
- ・ 維持管理作業中の注意看板、立入防止柵などを設置します。
- ・ 多客時の草刈り機等の機械を使った維持管理作業を抑制します。

(ウ) 開園時間外の施設利用に対する安全確保

- ・ 情報センターの夜間利用では公園の門扉は閉鎖状態を継続して遊水地内へ車両や人が侵入しないようにし、車で来館される方にはその都度職員が対応します。
- ・ 広場のスポーツ利用では早朝はその都度、職員を出勤させて安全確認後に早期開園を行い、また、夏場の19時までの利用期間には公園開園時間を19時まで延長することを藤沢土木事務所に協議し、通常と同様の安全管理が行えるようにします。

(エ) ボランティア活動における安全確保

- ・ ボランティア活動中の行動内容を把握、連絡体制を明確化します。
- ・ ボランティアを対象とした**安全確保のための研修を実施**します。
- ・ ボランティア保険加入を推進します。



活動時の注意事項の説明を徹底します

エ 自然環境学習やイベントに関する安全管理方策

学校などの団体利用やマラソン大会、観察会やイベント開催にあたっては、公園利用者に事前周知し、職員の効果的な配置を行い、安全対策を徹底します。また、自然観察会や水辺やビオトープを利用したイベントではイベント保険に加入し、不測の事態に備えます。万が一事故等が発生した場合も事故対応マニュアルに基づき、傷病者に気をくばって安心させながら迅速な対応を行います。

(2) 防犯対策の実施体制について

ア 昼間の体制

(ア) 利用者との連絡体制

- 園内の掲示板など主要な場所に管理事務所の**連絡先を明示**し、不審者や事件などの情報の共有を行い、万が一事件等が発生した場合に備えた連絡体制を整えます。

(イ) 維持管理上の対策

- 園路沿いや広場の周囲に、**死角となる場所や暗い場所を極力つくら**ないよう、樹木の除伐や枝払い、草刈り等を行い、景観的な面からの防犯対策を図ります。
- **広場、建物の周囲等を常に清潔**にし、地域とも連携の上、青少年の「たまり場」をつくらぬよう配慮します。

(ウ) 監視カメラによる点検

- 公園事務所内にある園内及び館内のカメラモニターを常にチェックし、不審者や異常事態があった場合、速やかに対応します。

(エ) 地域との連携体制

- 公園が横浜市泉区、戸塚区、藤沢市に跨ることから各地域の防犯に関わる会議に出席したり、地域の防犯パトロールを園内でも行ってもらするなど、**警察署や消防署、学校、地域の自治会との連絡を密**にして「地域の目」が行き届くような体制づくりを行います。

(オ) 年末年始の防犯体制

年末年始（12月29日～1月3日）については事前周知の上、閉園とし、委託する警備業者の巡回員が午前と午後2回、2名で外周道路及び園内を巡回し防犯に努めます。

イ 夜間の体制

- 管理棟の防犯体制にあたっては県藤沢土木事務所が委託している機械警備により、水防等時間外も使用する場合は機械警備会社と連絡調整を図ります。
- 夜間閉園する公園のため、閉園前に園内を巡回して安全を確認したうえで公園の門扉の施錠を徹底します。
- 管理者の県土木事務所と協議して監視カメラを園内の重点箇所に向けて、施設の防犯を強化します。また、犯罪の予防に努めるため、監視カメラで録画されていることを看板で表示します。

計画書9 「利用者への対応」

私たちは、公園ごとに特色ある都市公園を管理してきた経験と実績を踏まえ、来園者のみならず、これから訪れる利用者にも満足していただくため、公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる「パークコンシェルジュ」を目指します。

(1) 接客対応及びその研修等について

ア 公園での出会いは、あたたかい真心こもった挨拶から

「いらっしゃいませ」という挨拶は、一方通行になりがちな挨拶です。私たちは、来園者とコミュニケーションをとることが重要と考えていますので、会話のキャッチボールがしやすい「おはようございます」「こんにちは」など、温かい心からの挨拶をもって、来園者をお迎えます。

イ 利用者の目線で応えます

1人1人の利用者に対し関心を持ち、相手が何を求めているか、その人の目線に立ち接客を行います。利用者に関心を持つことで耳をかたむけ、利用ニーズを先読みし、お応えできると考えます。

ウ 公園管理事務所は‘公園インフォメーションセンター’

公園管理事務所は、公園のインフォメーションセンターとして位置づけ、来園者がいつでも立寄り、気軽に公園の情報を収集できる明るく快適な空間づくりを行います。

本公園への来園の有無にかかわらず「公園」に関心のある全ての利用者に対し公園の素晴らしさと情報を提供することが私たちの大切な使命と考えています。対面だけでなく、電話やメールでの対応にも爽やかさと真心をこめて接客します。

エ ‘改善’ に向け走り続けます

私たちは、これまで「親切で丁寧な接客」を目標に、

- ① 朝礼での挨拶唱和
- ② 内部研修等による公園及びその周辺情報の取得
- ③ 特別指導員による接客（CS）研修と接客対応評価指導

に取り組み、職員の意識向上を図ってきました。特に特別指導員の接客対応評価指導では打ちチェックによる評価を受け、不適切な部分については真摯に受け止め改善するなど、職員の意識改革が進み効果が顕著に表れています。

これからも、接客向上プログラムを継続して実施し、常に‘改善’の姿勢を保ちます。

※パークコンシェルジュ

コンシェルジュ【concierje】とはフランス語で「重要な建物の門番」という意味。現在では主にホテルで宿泊客の求めに応じ、街の地理案内や交通機関・食事の予約などの手配をする係のことをいう。

私たちはこの役割を公園の案内係として捉えました。法的・道徳的に問題がない範囲で要望などの相談に乗ることができ、快適で楽しい利用を提案する利用者のパートナーをパークコンシェルジュとして位置付けています。

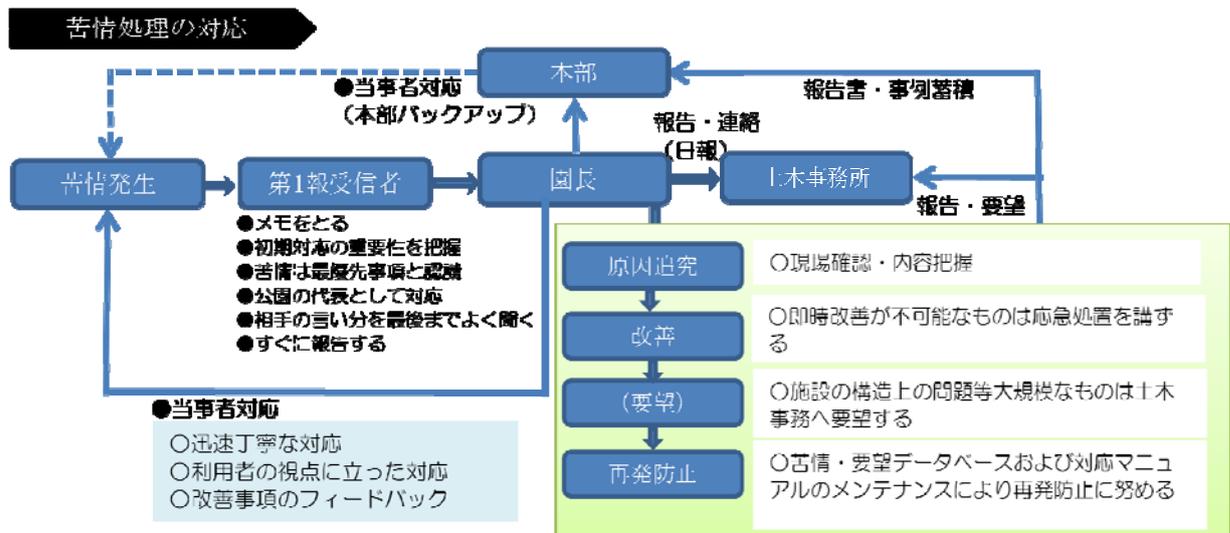
(2) 苦情処理の対応及びその研修等について

ア 苦情は貴重な情報源

不満を持った時に苦情を申し立てるのはごく一部の人に過ぎません。多くの方は黙って次回から本公園へ来なくなってしまうかもしれません。または、管理者に対して大きな不安と不満を抱えるでしょう。このようなことを回避するため、苦情は貴重な情報源であるとともに利用者の期待の現れであるという姿勢で、迅速かつ丁寧に適切な対応を実施します。

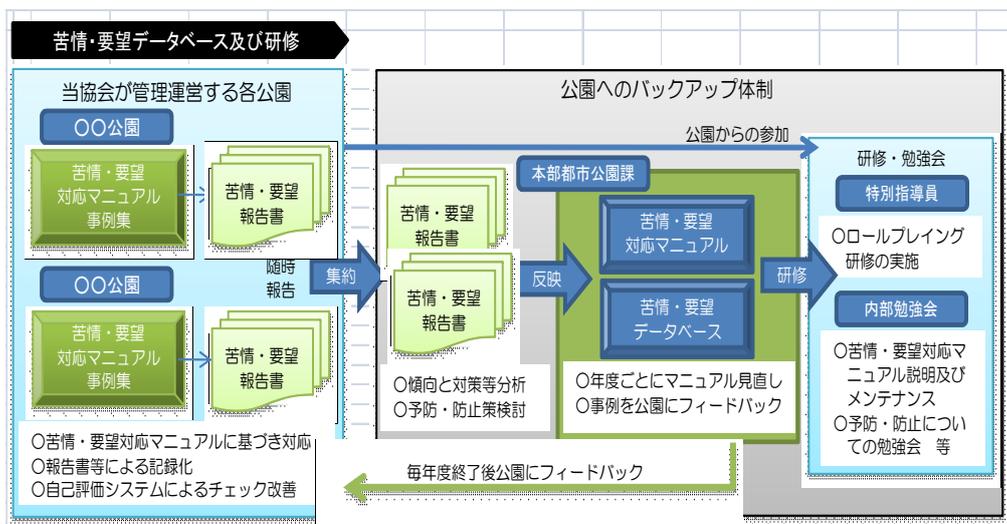
イ 柔らかい心で根気強く

公園は不特定多数の方が利用するところであり、利用者の価値観も千差万別です。管理事務所には時には理不尽で不適切な苦情や要望が寄せられます。私たちは、そのような利用者に対しても、柔らかい心をもって根気強く話合うことで、意見の根幹を探り道理を欠くことのない解決に努めます。



ウ 情報源として活用するために

苦情・要望はしっかりと記録し、所管土木事務所へ報告します。また、報告書を本部で集約し、苦情・要望データベースとして、当協会が管理する各公園の事例を共有するシステムを構築します。このシステムは、情報の集約、マニュアルとデータベースへの反映を繰り返し、公園にフィードバックすることで苦情・要望対応マニュアルと事例集のメンテナンスを行います。



蓄積された情報をもとに、苦情対応のロールプレイング研修を実施し、常に柔らかい心で根気強い対応ができるよう訓練します。また、苦情・要望対応マニュアルの説明及びメンテナンスの重要性など他の公園の職員と合同勉強会を開催し、苦情予防・防止に努めます。

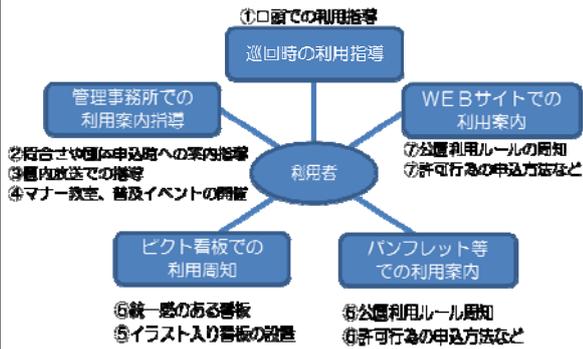
(3) 利用者への公園利用指導及びその研修等について

エ 思いやりの心をもって、みんなで創る快適な公園

公園管理事務所に人員を配置することの大きな役割の一つが利用指導・案内と考えています。公共の空間である公園で、誰もが快適に楽しく過ごすためには、公平で公正な利用と他人を思いやる気持ちがとても大切です。

私たちは公園利用のルールを解りやすく伝え、1人1人の公園利用者が他人を思いやりみんなで快適な公園を創る重要性に対し、理解と協力・参加・賛同を求めます。

当協会が実施する利用指導の手段



利用指導と手法の例			
火気の使用、施設の破損・汚損	①②⑤⑥⑦	危険なスポーツ（カブ・ド等）	①②⑤⑥⑦
オートバイ乗入等	①②③⑤⑥⑦	犬の散歩（糞・リード）	①②③④⑤⑥⑦
動植物の採取、立入禁止区域	①②⑤⑥⑦	ゴミの持ち帰り	①②④⑤⑥⑦
無許可の占使用	①②⑤⑥⑦	遊具等施設の利用の仕方	①②④⑤⑥⑦

マナー違反者には遵守事項を十分説明し、自主的な解決を促す。

※数字は左図参照

境川遊水地公園での利用指導ポイント	
遊水地として注意報発令時の利用制限、警報発令時の閉園措置や夜間閉園の周知をはかる。また水防施設やピオトープなどの水辺の立入禁止の案内、指導を行う	
噴水池やせせらぎ水路の利用にあたっての安全利用に関する注意事項などの周知徹底	
ピオトープの保護保全と、外来生物等の放逐の禁止について周知・徹底します。	

オ 親切で丁寧な有料施設等の受付案内

公園の施設を利用するときには申し込みが必要です。園内にどのような施設があり、どのような方法で申し込むかなどパンフレットやWEBサイトでお知らせし、多くの皆様に情報を提供します。また、窓口では常に親切で丁寧な受付案内を実施します。

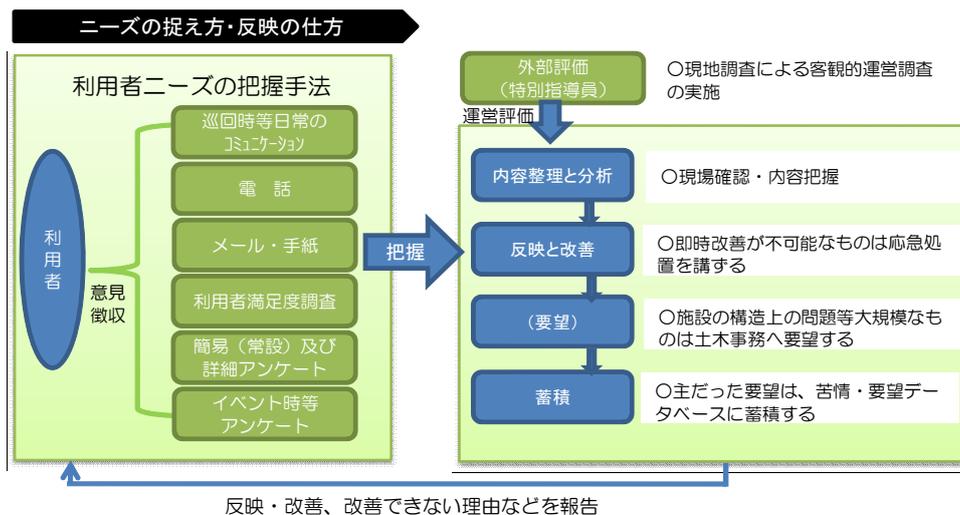
カ 公平で公正な利用を保つために

公平で公正な利用を保つには、利用指導をする職員同士が同じ目線で情報を共有し、利用者に対応しなければなりません。内部研修において都市公園条例第3条「行為の制限」及び第5条「行為の禁止」など公園を利用するに当たって必要な関係法令やルールを理解し習得するほか、ミーティングや他の公園との合同勉強会を通し、公平で公正な利用について事例と情報を共有します。

(4) 利用者のニーズの捉え方及び反映について

■ 利用者の満足度を高めるために

ニーズを把握・分析し、結果を管理運営に反映していくことは、利用者（顧客）満足度を高めるために重要です。日々のコミュニケーションや電話、手紙（メール）、アンケート等でいただいた利用者からの貴重なご意見は、反映と改善に努め、その結果を利用者へフィードバックします。



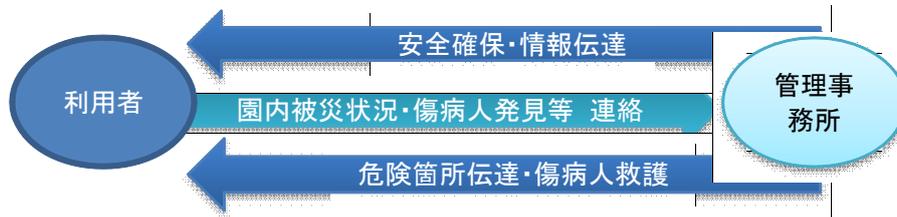
■ 外部評価によるニーズの把握

特別指導員による現地調査により、客観的に運営を評価してもらい、指摘事項や意見など評価結果は業務改善項目として整理しデータ化するとともに順次対応します。

(5) 災害時の活動及び利用についての説明及び広報について

ア 災害が発生したら

管理事務所の開所時間に災害が発生したときには、来園者の安全確保と混乱回避を第一とし、放送や巡回（口頭）により正確な情報を提供するとともに、避難誘導を行います。



※災害発生時の連絡及び対応体制は「緊急時の体制（2）」に基づき実施します。

イ 利用についての周知

発災により園内施設の利用に制限（例えば、大雨・洪水注意報および警報、崩壊崩落等や救護施設の設置など）が発生することが予想されます。私たちは放送や巡回で周知するほか、園内図に制限箇所を明確に表し掲示するなど、伝え漏れが発生しないように努めます

ウ 災害への備えとしての広報

本公園は遊水地として整備されています。大雨・洪水により、境川遊水地内に河川が増水した際に遊水地機能を発揮して下流の洪水被害を軽減させることを地域の方々に伝え安心感を提供することや災害時には遊水地を利用することが非常に危険であるという認識をしてもらうことが重要と考えます。

私たちは藤沢土木事務所や横浜市、藤沢市、地域自治会などの自主防災組織と、災害直後・復旧時の園内利用や注意事項について協議調整し、ホームページや園内掲示版などの広報媒体を利用し周知することに努めます。

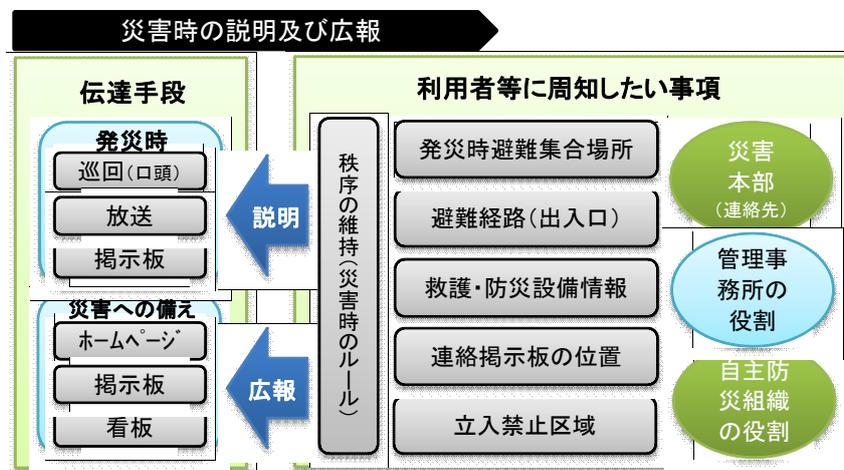
エ 安心への配慮

人は手を繋ぐことでストレスや不安が軽減されるといいます。私たちは、動揺が特に激しい利用者に対しては、なるべく「手を取り目を見て」話しかけることにより安心感を与えます。

発災時は特に「ゆっくり・はっきり」とした落ち着いた口調で対応できるように職員に周知・訓練します。

オ 苦情要望には優先順位をつけます

発災時は混乱が予想されるため、きめ細かに苦情要望に応えることができません。発災初期においては安全及び人命にかかわることを最優先とし対応します。そのような私たちの活動（行動）について、優先事項の明文化等により被災者（利用者）に理解と協力を求めます。



より多くの人に

「知ってもらい、利用してもらい、再訪してもらえる管理運営」に努めます。

(1) 利用促進のためのイベントの開催について

(閑散期の園内施設の有効活用についても記載して下さい。)

境川流域の特性と遊水地公園としての機能並びに施設等を活用した魅力的なイベントを企画し、工夫してサービスの向上を図ります。企画策定に当たっての3つの重要な考え方と具体的な提案事項は次の通りです。

利用促進 のテーマ	1) 境川遊水地公園の特性を活かします 2) 自然観察や河川環境学習、体験学習のニーズに応えます 3) 四季を通じた楽しみを提案します
----------------------	---

■境川遊水地公園のイベント

季節	開催イベントの概要		取り組み提案
春	ビオトープ葎刈り体験	自然に対する親しみや理解を促すために公園利用者や地域住民と一緒に春の芽吹き前にビオトープ内の枯れたアシを刈りとります。	新規提案
	遊水地機能見学会 (総合治水の日)	地域住民に公園の遊水地機能の理解を広めるために、県藤沢土木事務所と協働して5月の治水月間中の総合治水の日に合わせて、遊水地の越流堤や情報センターの設備などの見学会を実施します。	新規提案
	ザリガニ釣り大会、県立博物館地学講座、公園自然観察会などは今後も継続して取り組みます。		
夏	川の日 (投網などの披露等)	7月7日(川の日)付近の土日に川を紹介するイベントを行います。和泉川や境川で投網などの漁法の披露や採集の体験、川を紹介する企画展示も情報センターを利用して行います。	新規提案
	俣野ゴム堰を使った 川魚採集会	藤沢市西俣野改良区の方と連携して、公園隣りの俣野ゴム堰を上げて水をせき止めている間に川の生き物を採集し、川の生き物の説明や近隣の農業と川のゴム堰の説明紹介を行います。	H20年度より 実施予定
	水の日(きき水イベント等)、環境の日(環境調査体験等)を新規に企画し、川の生き物観察会などを継続します。		
秋	秋のお月見ススキ刈り &クラフト	中秋の名月が見られるころに公園内の堤防で生えるススキの刈り込み作業を参加者と協働で行い、刈り取ったススキをお供え用に配布したり、クラフト教室を行い自然への理解を深めます。	新規提案
	遊水地ガマの穂摘み隊	参加者と一緒にビオトープやせせらぎ水路に自生するガマの穂を摘み取る作業を通して、ビオトープの管理や自然に対する理解を深めます。	新規提案
	公園自然観察会の継続のほか、みんなの花壇づくりなどの新規提案も行います。		
冬	自然クラフトワークショップ	公園の除草作業で出る、ススキやクズ、オナモミ、ジュズダマなどの自然材を使ってワークショップを行います。	H20年度より 実施予定
	凧上げ作り・凧上げ大会	湘南台文化センターこども館と協力して、地域の伝統文化である凧作りを地元の名人を呼んで参加者と一緒に作成し、公園のグラウンドで実際に行います。	H20年度より 実施予定
	公園自然観察会を継続して行います。		
通 年	自然観察系	バードウォッチング、地層観察会を行います。	拡充
	学校等の総合教育	河川・治水の環境学習や貝化石採集の体験学習のプログラムをより充実させます。	拡充
	運動系	スポーツ教室、地域のマラソン大会・運動会ウォーキング大会を誘致し、サイクリングなどのスポーツ情報を発信します。	新規提案 ・拡充
	文化系ほか	遊水地写真展コンクール、動植物の展示、手作り飛行機投げ大会などを行います。	新規提案 ・拡充

【平成 22 年度実施内容】

添付のとりのイベント・観察会を予定します。

また、平成 22 年度に準備・検討をすすめる企画は以下のものになります

・総合治水の日のイベントは藤沢土木事務所河川砂防第 2 課と調整を行い、H21 年度は県が主催で行ったものに協力したので、状況を見て本年度の開催・協力などを検討します。

・下飯田遊水地の多目的グラウンドがオープンしたため、凧づくり・凧上げ大会や紙飛行機投げ大会など将来への開催を行うための準備を進めます。

・近隣の天王森泉公園や俣野公園メモリアルパークとの協働イベント（スタンプラリー等）の開催を検討します。

■ 閑散期対策について

気候の厳しい夏や冬の閑散期には以下のような企画を行います。

暑い夏は、小中学校が夏休みであり、子どもと長期的な時間を利用できることを活かして地域団体と一緒に隣接する境川を利用した「川ガキ講座」を開催して、地域の子どもたちが川を理解し、ふれあえる機会を創出します。

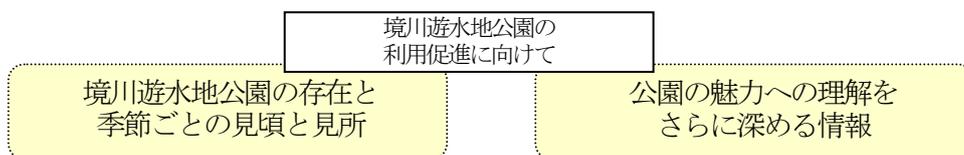
また寒い冬には境川遊水地情報センターを利用して維持管理で発生したジュズダマ、オナモミ、クズなどを使った自然クラフトワークショップや遊水地に訪れる冬鳥を室内から **あたたかく** 観察する野鳥観察会を企画し、公園の新たな魅力を発信します。

【平成 22 年度実施内容】

・平日のテニスコート利用率が低いため、プロテニスコーチを招いてテニス教室を開催し、利用者の拡大を図ります。

(2) 利用促進のための広報について

境川遊水地公園を知らない人には、公園の紹介・概要を、
また再訪のきっかけとなる季節毎の見ごろ見所などを広報します。



ア 近隣エリアへの広報・・・行政区が跨っている利点を活かします。

横浜市民、藤沢市民、地元自治会、小中学校等近隣の人々と私たちの公園を通して親交を深め、信頼関係を築きます。

イ 広域エリアへの広報・・・「財団法人神奈川県公園協会」の公益性を活かします。

神奈川県民、各種団体、各県立公園利用者に境川遊水地公園を訪ねてみたいという気持ちを抱かせます。

ウ 河川・教育分野への広報・・・「教育機関ならびに河川管理施設」と連携します。

遊水地公園での学校の体験学習、生涯学習の場として機能を紹介し、知って学びたいという興味を持たせます。

これまでの成果を継承しながら、境川遊水地公園の広報は次の通りに取り組みます。

■ 境川遊水地公園の広報手段 ※広報媒体へは私たちが関係機関に情報の配布を依頼します。

広報媒体	配布機関	対象	特徴
案内チラシ	各町内会	地域住民	町内会便り、学校便り等に境川遊水地公園でのイベントや見所情報を掲載いただけるように依頼します。
行政広報	横浜市、藤沢市	横浜・藤沢市民	公園の定期的なイベントや防災情報を通じての遊水地の役割を伝えます。
行政広報	神奈川県	神奈川県民	公園を利用した環境学習の紹介をサイエンスサマーを用いて紹介します。
教育広報	教育委員会	小中学校	公園での総合学習での案内や教職員を公園に招いての公園の学習での利用の仕方をご紹介します。
パンフレット	指定管理者	広域市民	公園紹介パンフレットを作成して、県内各所の都市公園や公共施設を通じて境川遊水地公園の存在と営みを伝えます。
企画広告等	交通公共機関	広域市民	小田急電鉄など各種公共交通機関の協力を仰いで、園内のイベントの紹介や沿線企画の野鳥観察などのイベントに協力します。
ホームページ	指定管理者	社会全般	既に提供しているアクセスや基本情報に加えて、適時にホームページの更新をはかり、季節ごとの公園の魅力を発信します。
メディア	報道各社	社会全般	テレビや新聞などのマスメディアへは、遊水地を利用したイベントや季節ごとの公園の掲載を働きかけます。
河川広報	河川・治水団体	社会全般	河川情報を管理する各種施設のネットワークに情報を掲載し、境川遊水地の治水の役割や河川環境の魅力を伝えます。
園内表示	指定管理者	来園者	境川遊水地情報センターを用いて、公園の特徴や季節ごとの見どころを直接わかりやすく伝えます。

平成22年度 利用促進事業計画一覧

公園名	事業名	開催日時	イベント内容	H22参加人数(人)	講師	参加料の有無			主催 ※1	共催 ※2	後援 ※3	協賛 ※4	備考
						無	有 参加料金	参加料収入					
埜川遊水地公園	埜川遊水地地層観察会	秋～春	埜川遊水地において地層や貝化石の観察を行う	15～30	本田 昌幸 田口 公則 他 (埜川県立生命の星・地球博物館)	○ (資料代)		財団法人埜川県公園協会				下飯田遊水地の工事の進捗状況に合わせて日程・回数を決定する	
	埜川遊水地貝化石ウォッチング2010	4月24日(土)	埜川遊水地において地層や貝化石の観察を行う	30	田口 公則 他 (埜川県立生命の星・地球博物館)			財団法人埜川県公園協会					
	大和市教職員研修	8月上旬	大和市の小学校教職員向けの地学研修を行う		田口 公則 他 本田 昌幸 他			大和市教育研究所					協力：財団法人埜川県公園協会
	環境調査	春～夏	環境に日付近い企画予定、身近な環境について、生物・化学的な視線で調べ	15	本田 昌幸	○ (資料代)		財団法人埜川県公園協会					
	川の生き物観察会	7～8月	遊水地周辺の河川で生物を採集、観察する	30	本田 昌幸	○ (資料代)		財団法人埜川県公園協会					
	埜川遊水地地層観察会	7月中下旬	公園隣の埜川の地層や貝化石の観察、川の水を濾過している間に生き物を観察、採集します。また、地層と貝化石の観察を行います。	50	石塚 薫章 (西埜野環境保全向上の会) 本田 昌幸	○		西埜野環境保全向上の会 埜川市西埜野 埜川市西埜野 財団法人埜川県公園協会				(協力) 埜川市西埜野 土地改良区	川の石を利用したストームベンディング等の実施も検討中
	ビオトープ管理作業 (ガマの摘み取り、ヨシ刈り、湿地運搬)	通年 (夏季以外)	地域団体と協力してビオトープ管理を行います。また、中秋の名月に合わせたオキヤリやガマ刈りイベントを行う	未定	本田 昌幸 他	○		財団法人埜川県公園協会					
	野鳥観察会	通年	野鳥観察会	約15	本田 昌幸 埜川遊水地自然観察会 日本大学造園緑地学研究室 他	○		財団法人埜川県公園協会					年3～4回行う。 夏季はツバメの雛ぐら入りの観察を夕方～夜に行う
	歴史観察会	春・秋 (計2回)	地域の歴史について学ぶ	約20	川戸 清	○ (資料代)		財団法人埜川県公園協会					
	水辺ワークショップ	5～10月 (計5回)	埜川遊水地のせせらぎ水路を利用した親子の自然体験活動を行う	20～30	早川 広美	○ (経費・資料代)		財団法人埜川県公園協会					5月～10月までの間に計5回行う
	新春ふれあいフェスタ	1月下旬	地域交流を兼ねた公園まつりとして、模擬店の出店や餅つき体験などを行う			○ (食べ物代)		財団法人埜川県公園協会					富士見が丘連合自治会 主催
	鯉舞橋 初日の出	元旦	ロケーションの良い鯉舞橋から初日の出を見るため、元旦の早朝に鯉舞橋を開放する			○		鯉舞橋門前同好会 財団法人埜川県公園協会					甘酒の無料提供を検討中
	クラフト教室	通年	季節に合わせ、さまざまな素材を用いたクラフト作成を行う	20	木村 聖子 他	○ (材料費)		財団法人埜川県公園協会					基本的には毎月1回行う
	ハーブ教室	春・夏 (計2回)	園上庭園のハーブを利用し、ハーブの効果や活用法を学ぶ	20	金子 敏江	○ (材料費)		財団法人埜川県公園協会					
	水辺の安全講習会	春～夏季	3日間、RACリーダー養成講座(初級)を水辺関係の指導者向けに行う予定	10～20	RACインストラクター数人を予定	○ (資料代等)		財団法人埜川県公園協会					
テニス教室	春～秋	利用者の少ない平日にテニス教室を開催する	10～20	プロテニスコーチ数人を予定	○		財団法人埜川県公園協会						
写真撮影会	冬季	遊水地周辺で撮影した野鳥の写真や水辺に関する写真などを発表して河川情報スペースで展示する			○		財団法人埜川県公園協会						

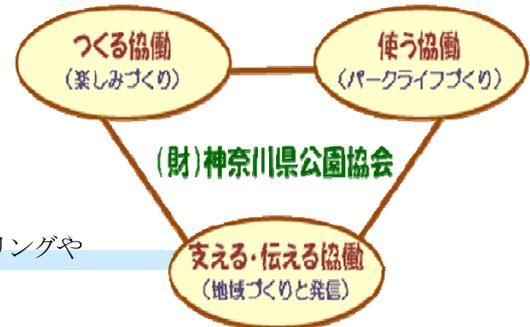
計画書 11 「地域や関係機関との連携」

(1) 県民及び住民参加、ボランティア団体による協働の取組みについて

私たち公益法人は、高い社会的な信頼性をもって県民及び住民そして公園で活動するボランティア団体等の方々と常に公正・公平で平等を基本とした信頼関係を築いてきました。

境川遊水地公園では、これからも積極的な協働による公園づくりを推進して円滑で意義の深い県民サービスの向上に取り組みます。

境川遊水地公園には、
地域の理解と様々な担い手の力が必要です



ア つくる協働 情報センターの展示作成やピオトープのモニタリングや維持管理などを行います。

- 展示物作成の協働・・・日本大学造園緑地学研究室、日本大学自然保護研究会等
- 自然再生の協働・・・日本大学造園緑地学研究室、野鳥の会、境川遊水地観察会、境川流域の景観をつくる会、神奈川県植物誌調査会等

イ 使う協働 公園の運動施設や情報センターの活用、自然学習などを行います。

- 公園施設の協働・・・神奈川県少年野球連盟学童部など各種スポーツ団体等
- 環境学習の協働・・・地元小学校、地域の教育委員会等
- 生涯学習の協働・・・神奈川県博地学ボランティア、神奈川県博植物ボランティア、地元野鳥の会等
- 表現活動の協働・・・写真愛好グループ、俳句グループ、境川流域の景観をつくる会等

ウ 支える・伝える協働 地域に根付いた公園づくり、情報発信を行います。

- 地域づくり団体と協働・・・公園周辺の連合自治会4団体、自治会8団体
- 地域発信者との協働・・・藤沢市ならびに横浜市泉区・戸塚区広報担当課、ミニコミ誌発行団体等
- メディアとの協働・・・神奈川新聞、神奈川TV、報道各社
- 保安担当との協働・・・神奈川県警、藤沢市ならびに横浜市消防署

指定管理者として私たちは、

誰もが楽しく利用しいろいろな活動のできる公園づくりを協働によって推進していくために、

「(仮称) 境川遊水地公園協議会」を構築して

管理運営、施設整備や利用のあり方について協議し具体的な活動に展開していきます。

(2) 地域への貢献についてのこれまでの実績又は提案について

私たちは、「地域や関係機関との連携」を最重要テーマとして県民サービスの向上につながる公園づくりに努めています。境川遊水地公園は平成19年8月に一部開園したばかりであり、現在、このテーマの実現に向かって取り組んでいます。その連携のきっかけづくりとして次のようなことに取り組んできました。

ア 公園の存在を伝え活用してもらいやすくするための実績と将来提案

- 実績**
- 自然観察学習シートの作成
 - 自然観察会の開催
 - 着実な水防業務による利用者や地域住民の安全確保の貢献（開園以来、28回の水防業務）
- 将来提案**
- 駅からのウォーキングマップを作成し配布します
 - 全国の遊水地とのネットワークによる情報発信をします

イ 地域の交流と活性化に向けて取り組んできた実績と将来提案

- 実績**
- 少年野球場や境川情報センターなどの確実な施設管理
 - サイクリング利用者へのスタンドの提供
 - 小学校の遠足やウォーキング団体などの利用対応
 - 小中学校の体験学習への協力（22回1500人）
 - H19年度で自然観察会11回、延べ235人の参加実績
 - 地元の小学校や少年野球チームのマラソン大会を協力
 - 地域団体と協働したビオトープの調査や維持管理の検討
- 将来提案**
- 季節を楽しむイベント（鯉のぼり、ススキ刈り、凧上げ）を協働で企画、開催します
 - 地域団体と協働した自然観察会を開催します
 - 体験教室（年間を通じた開催）を行います
 - 地域の少年野球や運動会などの行事を誘致します
 - 隣接する藤沢大和自転車道路利用者の休憩地としての活用を促進します
 - 「水と緑のネットワーク」や地域活性化の核となるよう行政機関等との連携を図ります
 - さらなる地域貢献を見いだすための「(仮称)境川遊水地公園協議会」の構築を目指します

【平成 22 年度実施内容】

- ・ 「（仮称）境川遊水地公園協議会」の準備・検討を進めます。
- ・ 全国の遊水地のネットワークによる情報発信に向けて、まずは県内や周辺遊水地とのネットワークづくりの準備を進めます。
- ・ 小中学校や地域団体向けの貝化石採集などの体験教室に協力します。
- ・ 公園として県の推進する「緑の回廊構想」や地域活性化の核となるように将来的に行政機関との連携を図るための準備を進めます。本年度は地域の学校ビオトープへの協力やアドバイスをを行います。
- ・ 地域団体と協働してビオトープ管理など行い、協議会開催へ向けての土台づくりを行います。

境川遊水地公園でのさまざまな活動の活性化こそが
「公の施設」として果たしうる「地域への貢献」であると考えています。
私たちは、これまで構築してきた信頼性を礎として
境川遊水地公園が果たしうる公益性を最大に発揮できるように努めます。

(3) 関係機関（対象管内の他の公園や周辺施設等）との連携の考え方について

私たちはこれまで、日本大学造園緑地学研究室や神奈川県生命の星・地球博物館、藤沢市教育文化センター、地元野鳥の会などと連携をとりながら管理運営を行ってきました。今後も引き続き、高い公益の実現に向けて、各種機関との連携を強化していきます。主な関係機関との連携については次の通りです。

ア 近隣公園や文化施設との連携

- **天王森泉公園** 数百mと非常に近い立地を活かし、森と水辺の野鳥観察会など合同のイベントの企画を行い、公園の情報やイベントの相互の紹介を強化します。
- **湘南台文化センターこども館** 現在協働で行っている観察会や自然体験でのイベントをより充実させ、近隣のこどもと境川遊水地公園とを湘南台文化センターこども館を通してつなぎます。

イ 教育機関との総合学習や自然観察会の連携

- **藤沢市教育文化センター** 毎年公園と協働で行っている教職員研修で公園の総合学習の場として機能を紹介や新規プログラムを提案し、積極的に小中学校の団体利用の誘致を行います。
- **神奈川県総合教育センター** 本年の8月に教職員研修で利用することになり、公園の機能を神奈川県全体に紹介するよう努めて県内教育機関と境川遊水地公園の連携を構築することを目指します。

ウ 研究機関や自然観察団体との公園管理の連携

- **日本大学造園緑地学研究室** 境川遊水地で行っている生物モニタリングや研究に引き続き協力して、境川遊水地の生物データベースの蓄積や動植物維持管理での情報の連携を行います。
- **神奈川県立生命の星・地球博物館** 本公園で見られる地層や貝化石研究のデータの共有や来年度も継続して行う予定の博物館講座の協力、公園主催の地層観察会の技術指導の依頼などを引き続き連携して行い、動植物の調査や維持管理も協力体制を構築します。
- **境川流域の自然景観をつくる会** 本年度より公園側が支援している自然観察の充実や協働で境川を利用した地域の川ガキ育成講座の企画、会の発表の場としての境川遊水地情報センターの提供を目指します。
- **地元野鳥の会・植物調査会** 境川遊水地のビオトープを中心とした自然観察や調査の協力を引き続き行って情報交換を行い、境川遊水地の生物情報の蓄積、環境の保全作業の連携を行います。また、活動の発表の場、利用の場としての境川遊水地情報センターの提供を行います。

エ 災害時・緊急時の連携

- **藤沢土木事務所** 災害時、緊急時及び水防活動時では、河川砂防第2課及び公園課と綿密な情報交換を行い、迅速で的確な対応が行えるように努めます。
- **警察署、消防署** 公園が横浜市戸塚区、泉区、藤沢市と広域に跨っていることから各機関と日頃から連携を行って、災害や緊急時に迅速な対応ができるように努めます。
- **地元レッカー業者** 水防業務の協定を結び、緊急時の迅速なレッカー移動により所有者に連絡が取れない車両の冠水被害を防ぎます。

オ 河川・治水施設との連携

- **遊水地施設** 全国にある遊水地施設と協力しお互いの施設の情報交換、発信することを行い、将来的には「遊水地ネットワーク」を構築して遊水地の機能を全国的に紹介するよう努めます。
- **河川公共機関** 全国の河川関連施設との交流を行い、ホームページなどでの施設やイベントを紹介してもらうよう働きかけます。

カ 公共交通機関との連携

- **小田急電鉄、神奈川中央バス** 交通機関と協働し、公園へのウォーキングや自然観察会などの紹介をとおして沿線と公園の相互利用を目指します。

【平成 22 年度実施内容】

- ・教育機関と連携して小学校などが学習の目的で境川遊水地公園や境川遊水地情報センターを訪れることができるように教育機関への呼びかけや展示の整備を行います。
- ・境川探検クラブなど境川遊水地を用いた活動にたいして協力します。
- ・指定管理期間中に他の遊水地施設との協力や情報交換など連携が行えるように準備を進めます。
- ・全国の河川関連施設とのホームページなどの施設紹介やイベント紹介が行えるように本年度は交流を少しずつ行います。